

**第3期（令和7年度～令和11年度）
内子町子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月

内 子 町

はじめに

令和6年6月5日、厚生労働省は令和5年人口動態統計月報年計（概数）を公表しました。それによると、出生数は72万7,277人となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となりました。ピーク時の1949年に生まれたこどもの数は約270万人だったことを考えると3分の1以下にまで減少し、わが国では少子化のスピードが加速したことが伺えます。この少子化は、人口減少・高齢化をも進行させており、これに歯止めをかけなければ、持続的な経済成長の達成も困難となります。



また、新型コロナウイルス感染症の流行は、地域におけるコミュニティの希薄化による子育ての不安を抱える保護者の増加や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちの貧困など、子どもと家庭を取り巻く環境にさらに大きく影響を与えました。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと「子ども・子育て支援新制度」の開始から10年が経過しました。その間、内子町では「子どもの笑顔がキラリと光る 子育て応援タウン うちこ」を基本理念として、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実させるとともに、次の世代を担う子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に取り組んできました。一方で、令和3年10月から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費無償化や令和6年4月から第3子以降の保育料の無償化、修学旅行費の補助など子育て家庭への支援も行ってきました。また、令和4年に改正された児童福祉法に基づき、令和6年度から新しい福祉拠点「内子町こども家庭センター」を設置し、すべての子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・相談支援など多方面から継続して一体的な支援に取り組んでおります。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しております。そのような中、町民の皆様一人一人におかれましては、次代の内子町を担っていく子どもたちの健やかな成長のために何が必要かを考え、それぞれに求められている役割を果たしていただくことが何より重要になってまいります。

この度、第2期計画が終了するにあたり、第2期計画の進捗状況や住民の皆さまからいただきましたニーズ調査結果等を受けまして、子育て支援に関する様々な分野に対応していくための子育て支援施策を掲げました「第3期内子町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後も子どもの幸せを第一に考え、子どもたちが夢を持てるように、子どもたちに夢を与えられるように、地域社会全体で子育て環境の充実を目指していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました「内子町子ども・子育て会議」委員の皆様には心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

内子町長 小野植正久

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の評価・検証	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 人口等の現状	3
2 将来推計人口の状況	6
3 子どもと子育て家庭の状況（ニーズ調査結果より）	7
4 第2期内子町子ども・子育て支援事業計画の評価	21
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 施策体系	26
第4章 子育て環境の整備	27
1 教育・保育提供区域の設定に関する事項	27
2 教育・保育事業	28
3 地域子ども・子育て支援事業	30
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	40
第5章 施策の展開	41
基本目標1 地域で支え合う子育て環境づくり	41
基本目標2 子どもが自分らしく成長し活躍できる環境づくり	46
基本目標3 親と子の心とからだの健康づくり	51
基本目標4 働きながら安心して子育てができる環境づくり	57
基本目標5 すべての子育て家庭が安心できる環境づくり	62
第6章 計画の推進に向けて	70
1 計画の推進体制	70
2 情報提供・周知	70
資料編	71
1 委員名簿	71
2 内子町子ども・子育て会議条例	72
3 策定経過	74

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

近年少子化が日本全体で更に進行し、内子町（以下、「本町」という）においても子どもの数の減少が続いているなかで、児童虐待や不登校、子どもの貧困といった課題が社会問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域の繋がり希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少など、子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えています。

このような状況を踏まえて、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されています。

本町においても、国の「こども基本法」や、法律に基づいた取組の考え方が示された「こども大綱」（令和5（2023）年12月22日）の考え方を踏まえて、すべての子どもが尊重され、健やかに育ち、幸せに生活できる内子町の実現をめざすための計画として、「第3期内子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、子どもたちが基本的な生きる力をつけるための基礎的で重要な時期である乳幼児期（就学前児童とその保護者を対象）を中心とした計画を軸として、「第 2 期内子町子ども・子育て支援事業計画」や新・放課後子ども総合プラン、こども基本法やこども大綱の考え方を踏まえ、本町の子ども・子育て支援のための計画として位置付けます。

また、本町の最上位計画である「内子町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、これまで本計画に包含してきた「次世代育成支援行動計画」や「母子保健計画」も一体の計画として策定し、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

3 計画期間

本計画は令和 7 年度を初年度とし、令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。計画の最終年度となる令和 11 年度には計画の達成状況の評価と見直しを行います。

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
計画策定	第 3 期内子町子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
					評価・次期 計画策定	次期計画（令和 12 年度～）		

4 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設利用状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の現状

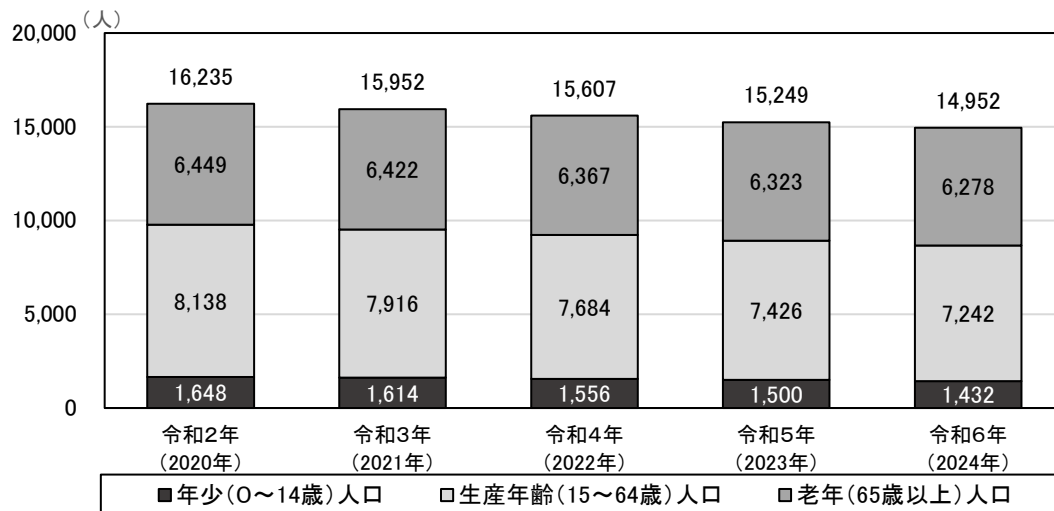
(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、年々減少しており、令和6年では14,952人となっています。

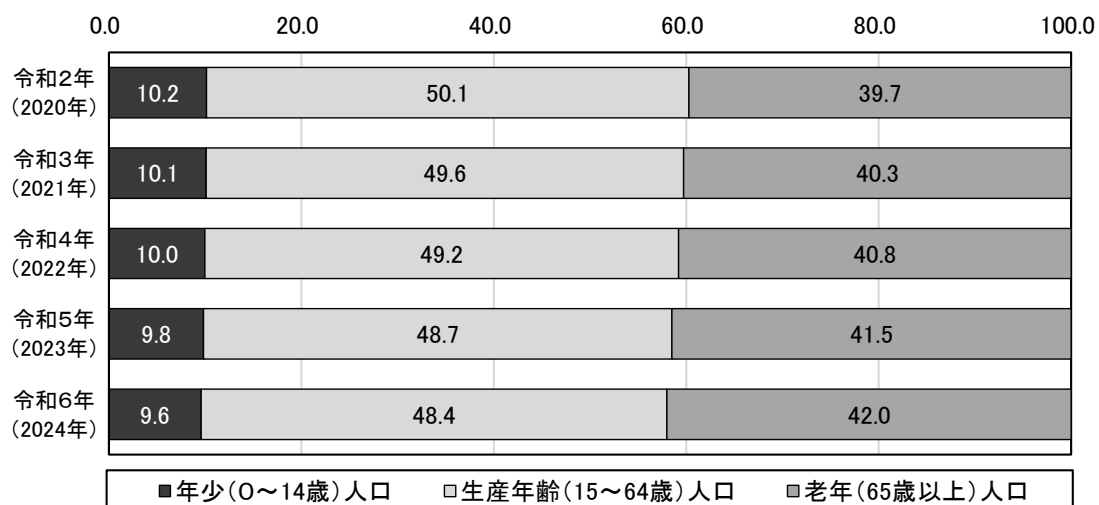
また、年齢3区分別人口をみると、いずれも減少傾向となっていますが、65歳以上人口割合においては上昇し続けており、令和6年では42.0%と約4割を占めています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

【総人口推移】



【総人口比】

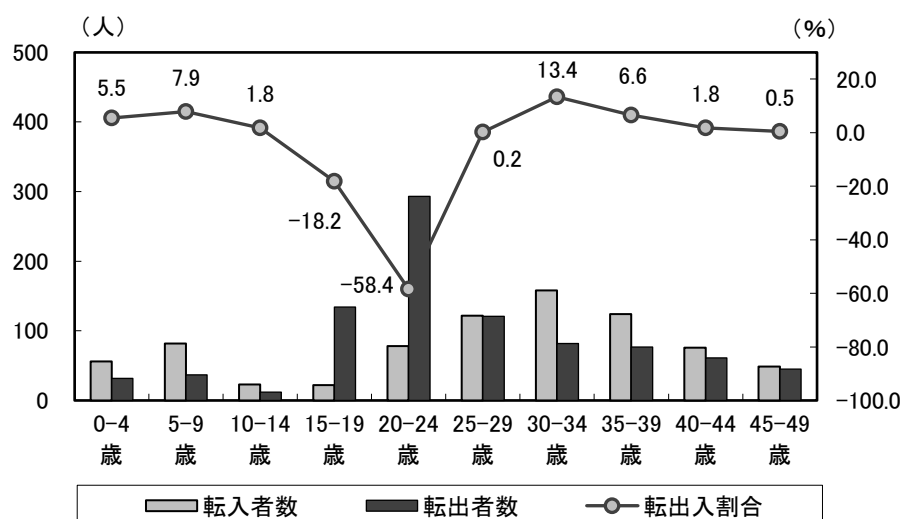


【資料】年齢別人口調べ

(2) 転入、転出の状況（社会動態）

本町への転入、転出の状況についてみると、15 歳から 24 歳までの年代で転出が転入を大きく上回っています。

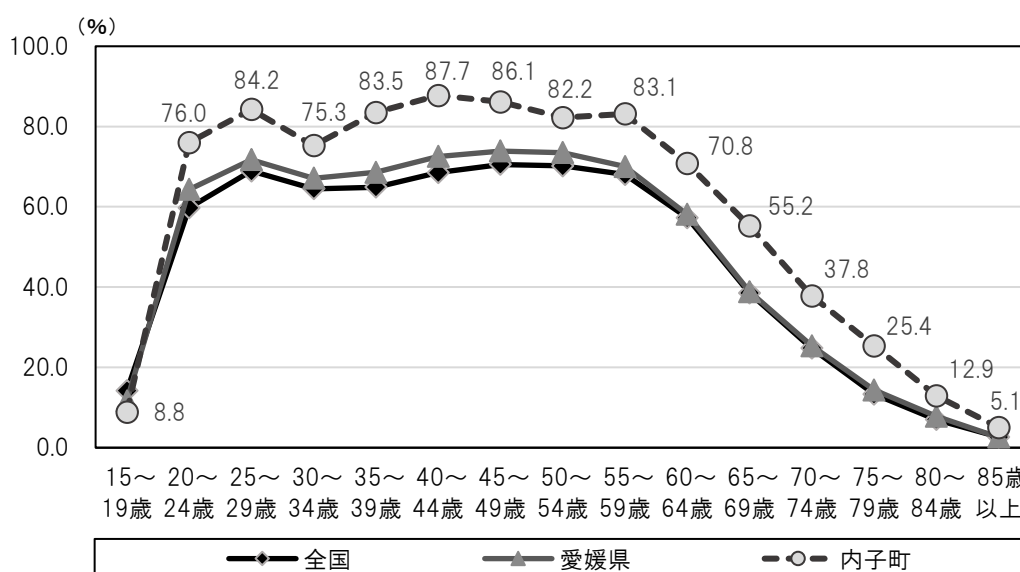
一方、30 歳から 39 歳までの子育て世代では、転入が転出を上回っています。



【資料】国勢調査(令和2年)

(3) 女性の就業率

女性の就業率についてみると、本町では全国及び愛媛県と同様に 30 歳代で低くなるM字カーブになっており、30～34 歳は 75.3%と低くなっています。35 歳～59 歳までの女性の就業率は 80%以上と高く、比較的緩やかなカーブとなっており、女性の社会進出が進んでいます。



【資料】国勢調査(令和2年)

(4) 保育園・幼稚園の利用状況

■ 保育園の利用状況

単位: か所、人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
私立	設置数	4	4	4	4	4
	定員数	270	270	270	270	270
	児童数	264	269	267	265	223
	稼働率(%)	97.77	99.62	98.88	98.14	82.59

【資料】内子町 こども支援課(各年4月1日)

■ 幼稚園の利用状況

単位: か所、人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
町立	設置数	3	3	2	2	2
	定員数	280	280	210	210	210
	児童数	41	31	34	27	25
	稼働率(%)	14.64	11.07	16.19	12.85	11.90

【資料】内子町 こども支援課(各年4月1日)

■ 幼保連携型認定こども園の利用状況

単位: か所、人

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
町立	設置数	1	1	1	1	1
	定員数	132	132	132	132	132
	児童数	92	90	103	103	102
	稼働率(%)	69.69	68.18	78.03	78.03	77.27

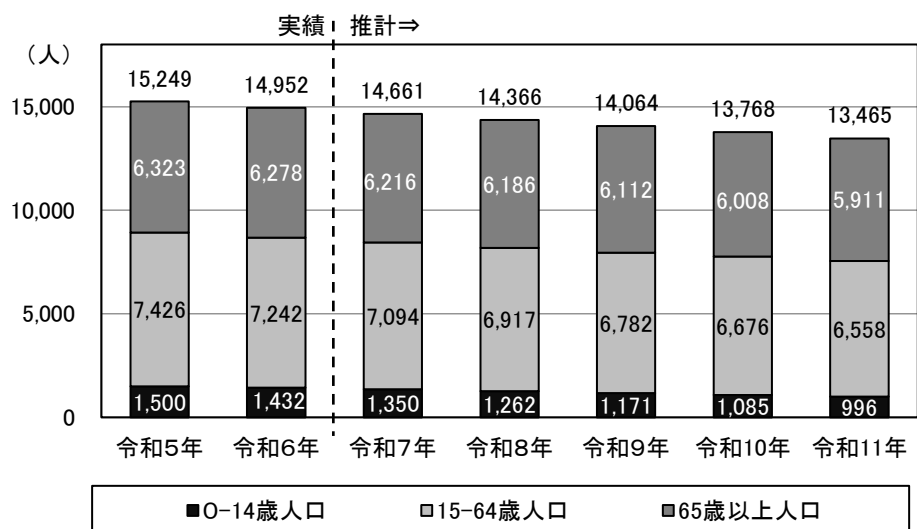
【資料】内子町 こども支援課(各年4月1日)

2 将来推計人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推計値

本町の年齢3区分別人口の推計についてみると、総人口は年々減少傾向にあり、令和11年には13,465人になると予測されます。

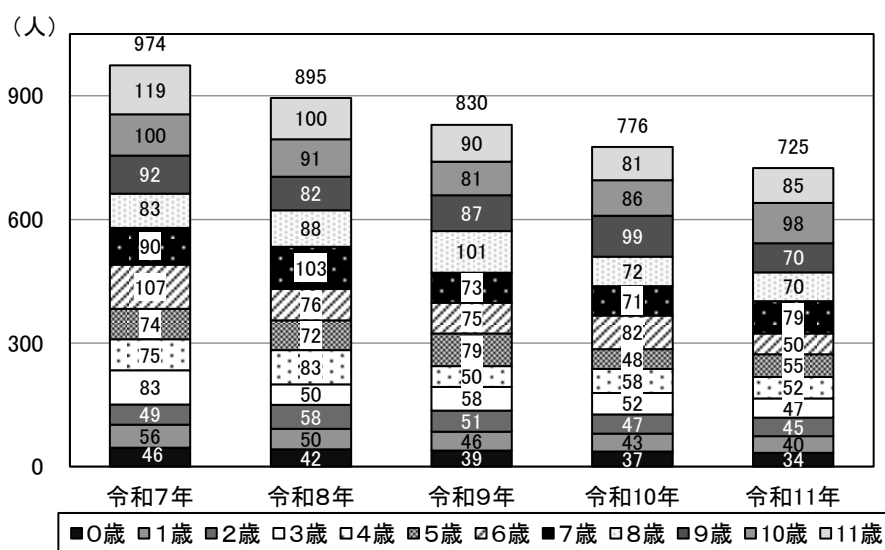
また、0-14歳人口も年々減少していき、令和11年には996人になると予測されます。



【資料】住民基本台帳、推計値はコーホート変化率法より推計

(2) 0歳～11歳児童の推計値

本町の0歳～11歳児童数の推計値についてみると、全体的に減少傾向にあり、令和11年には725人になると予測されます。



【資料】コーホート変化率法より推計

3 子どもと子育て家庭の状況(ニーズ調査結果より)

◆調査の目的

本調査は、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、町民意向調査（ニーズ調査）として実施しました。

●調査地域：内子町全域

●調査対象者：内子町在住の「未就学児童」をお持ちの世帯・保護者（未就学児童調査）
内子町在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）

●調査期間：令和6年3月4日（月）～令和6年3月19日（火）

●調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
未就学児童	367 件	249 件	67.8%
小学生児童	495 件	410 件	82.8%

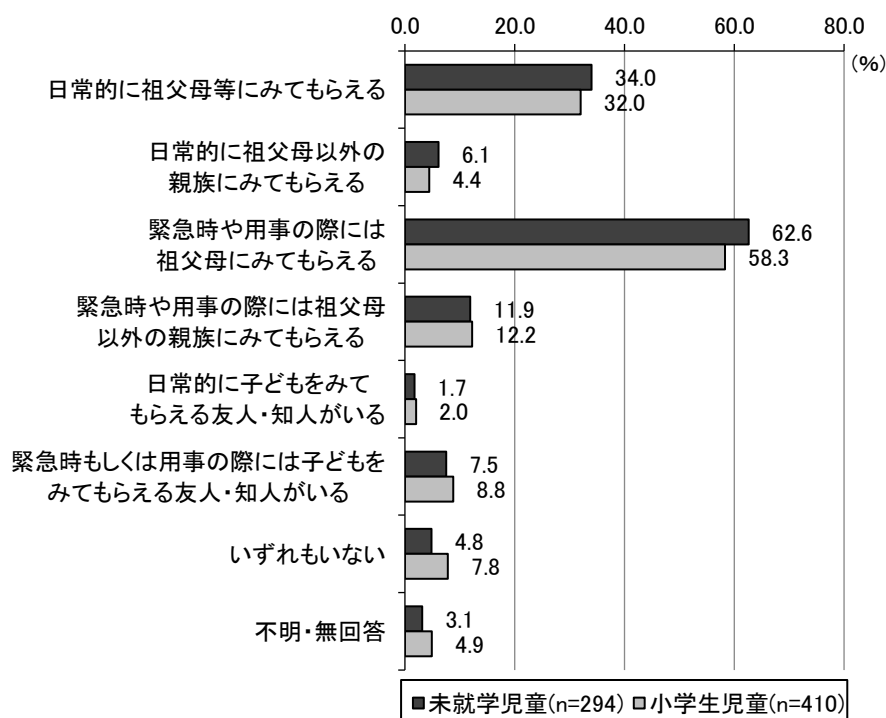
【参考：前回調査】

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
未就学児童	495 件	384 件	77.6%
小学生児童	532 件	472 件	88.8%

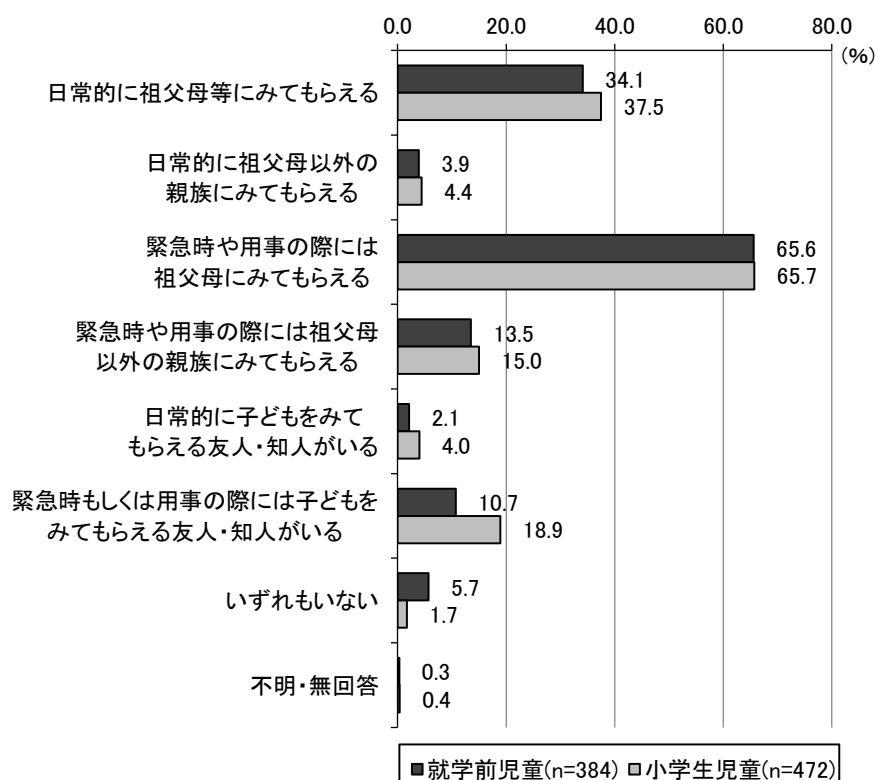
◆結果の概要

(1) 子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人がいるかどうかについてみると、「緊急時や用事の際には祖父母にみてもらえる」が未就学児童で 62.6%、小学生児童で 58.3%ともっとも高く、次いで「日常的に祖父母等にみてもらえる」が未就学児童で 34.0%、小学生児童で 32.0%となっています。

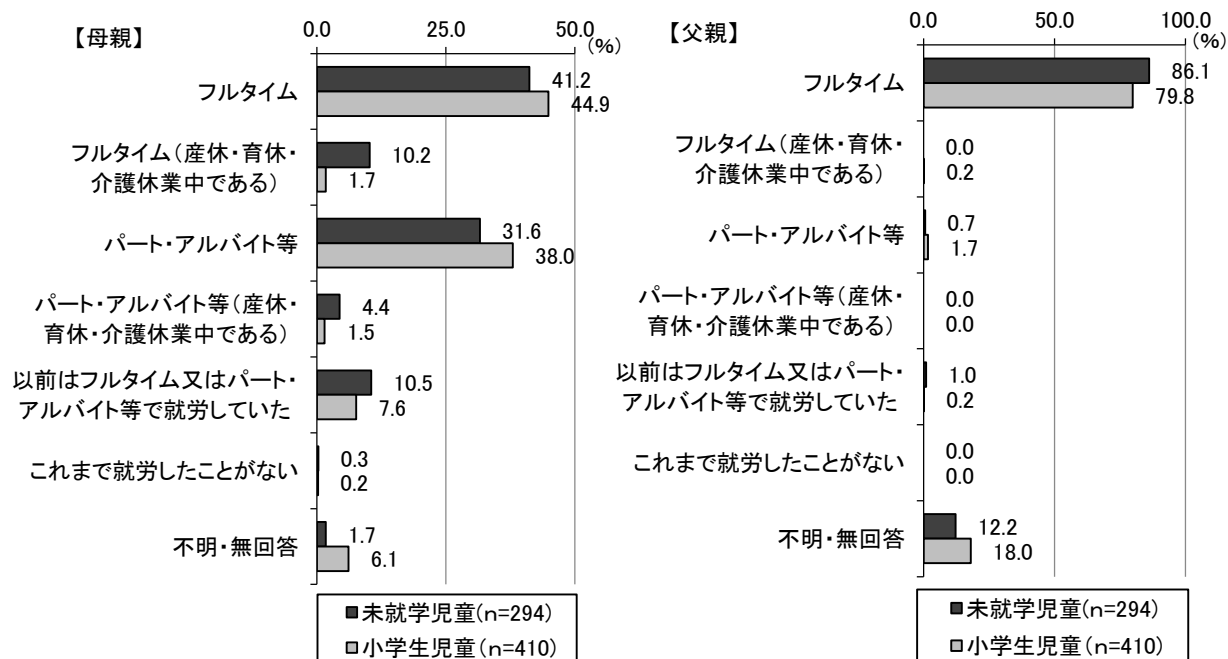


前回調査

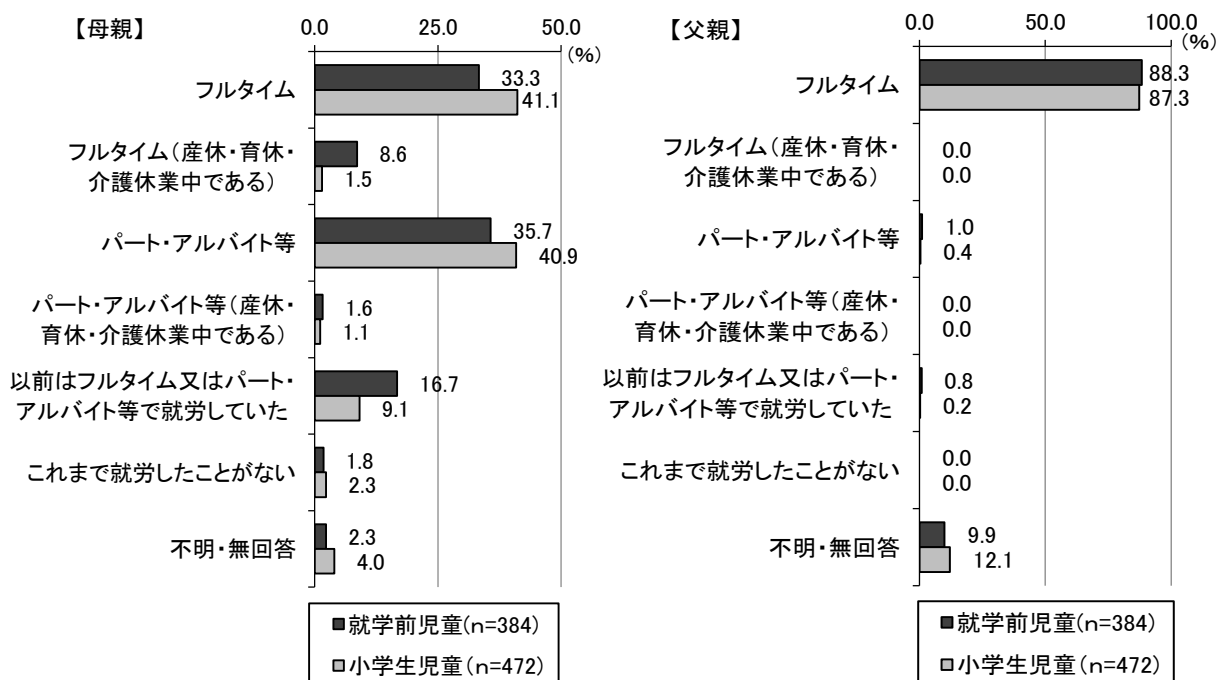


(2) 保護者の就労状況について

保護者の就労状況についてみると、母親は「フルタイム」が未就学児童で41.2%、小学生児童で44.9%と最も高く、父親も「フルタイム」が未就学児童で86.1%、小学生児童で79.8%と最も高くなっています。



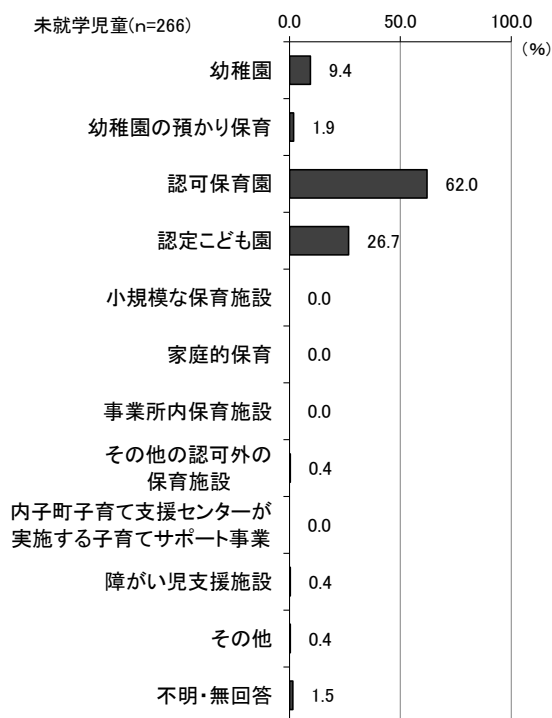
前回調査



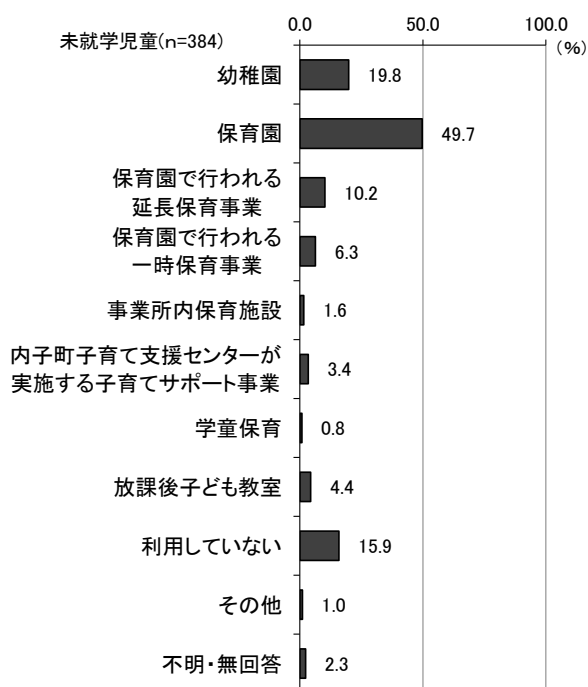
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

平日利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育園」が62.0%と最も高く、次いで「認定こども園」が26.7%となっています。また、現在利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したいと思う教育・保育事業についてみると、「認可保育園」が69.4%と最も高く、次いで「認定こども園」が34.7%となっています。

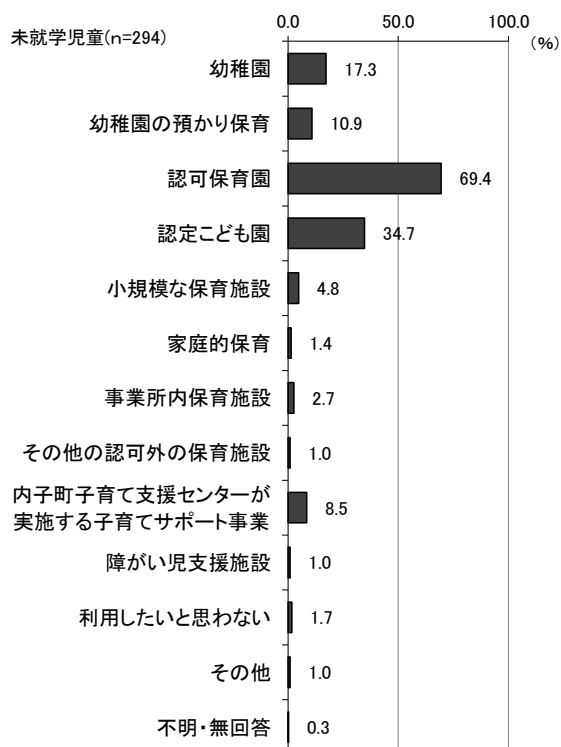
【現在、平日に利用している教育・保育事業】



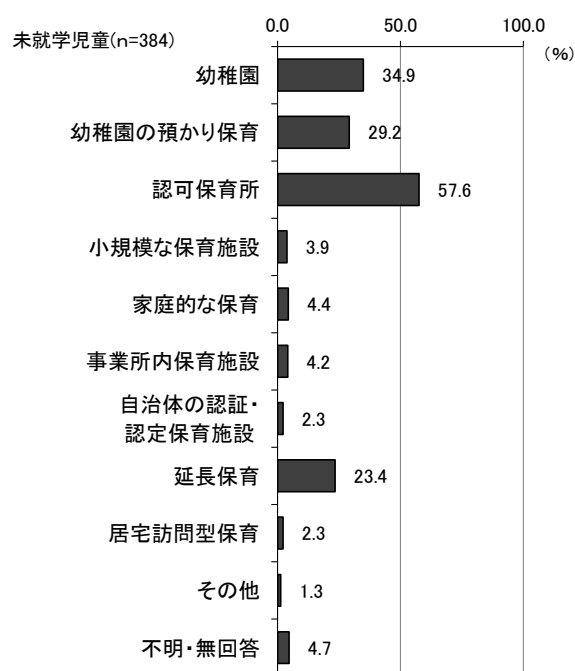
前回調査



【今後、平日に利用したい教育・保育事業】

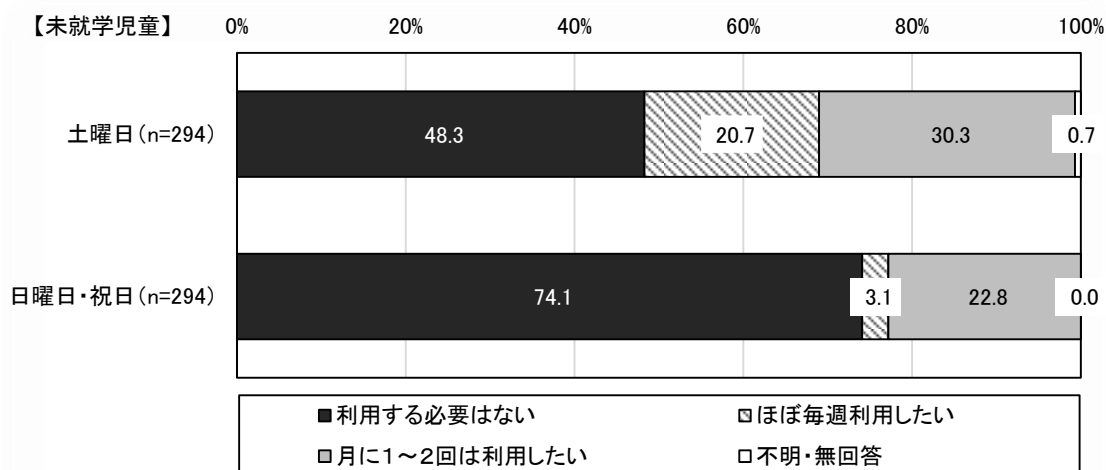


前回調査

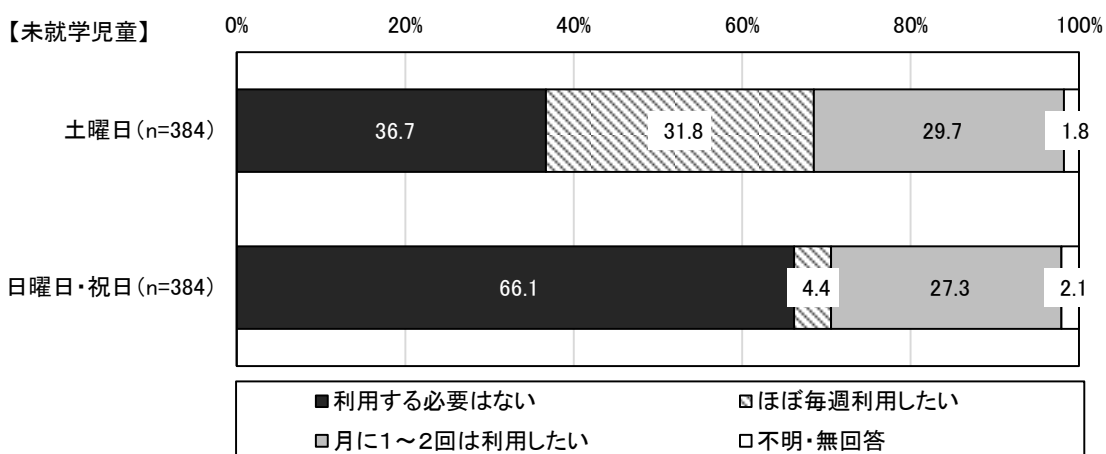


(4) 土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日では20.7%、日曜日・祝日では3.1%、「月に1～2回は利用したい」が土曜日では30.3%、日曜日・祝日では22.8%となっています。日曜日・祝日に比べ、土曜日の利用希望が高くなっています。

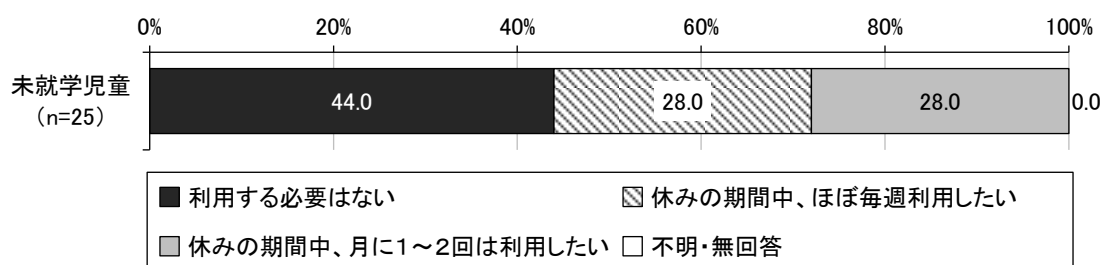


前回調査

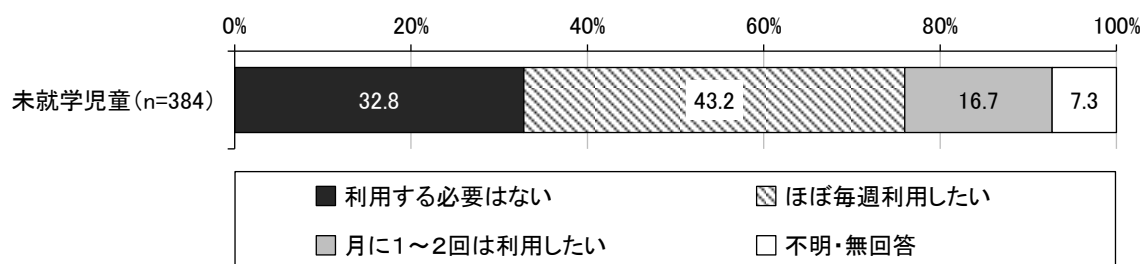


（５）夏休み・冬休み等長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 44.0%ともっとも高く、次いで「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」「休みの期間中、月に 1～2 回は利用したい」が 28.0%となっています。

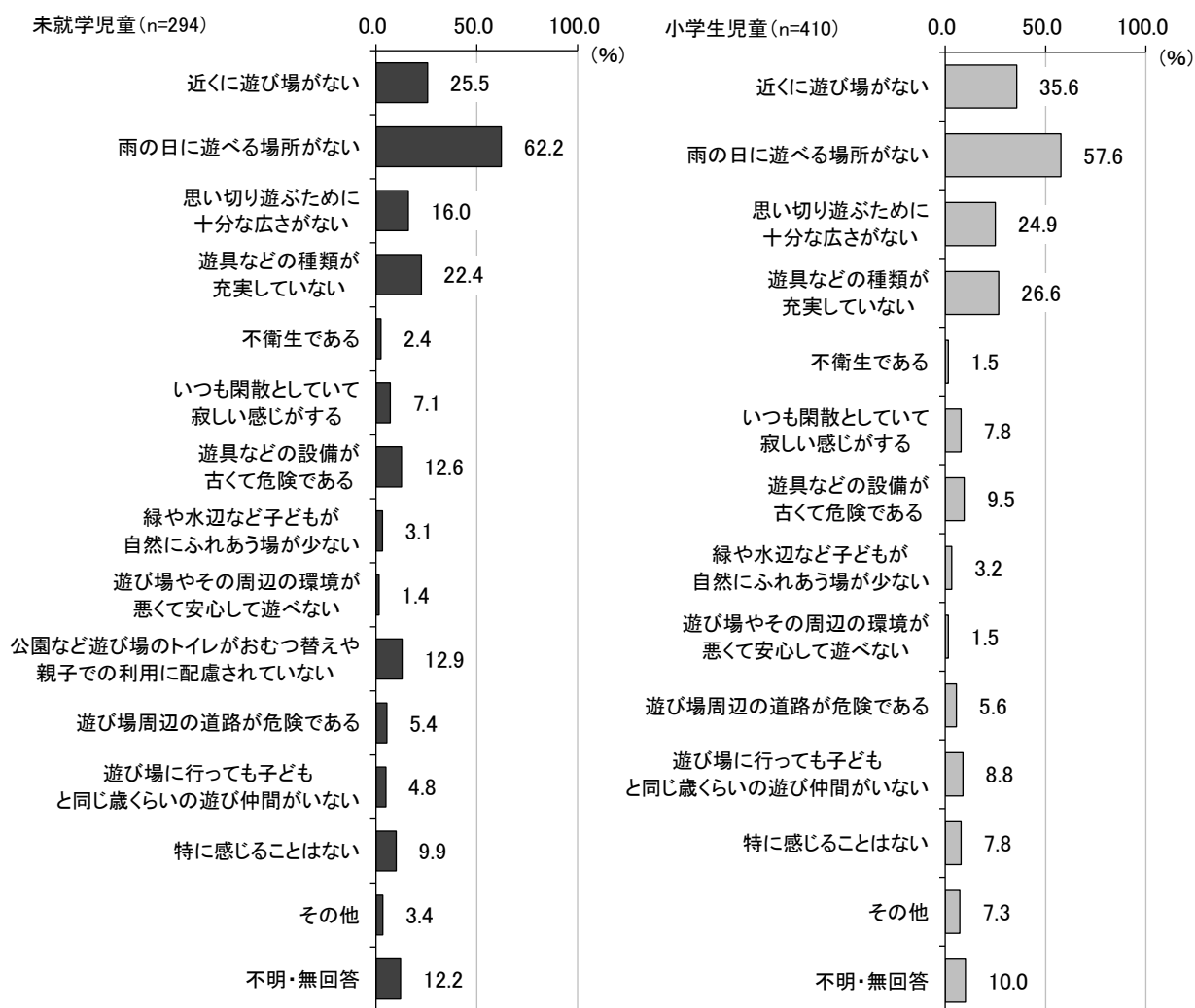


前回調査

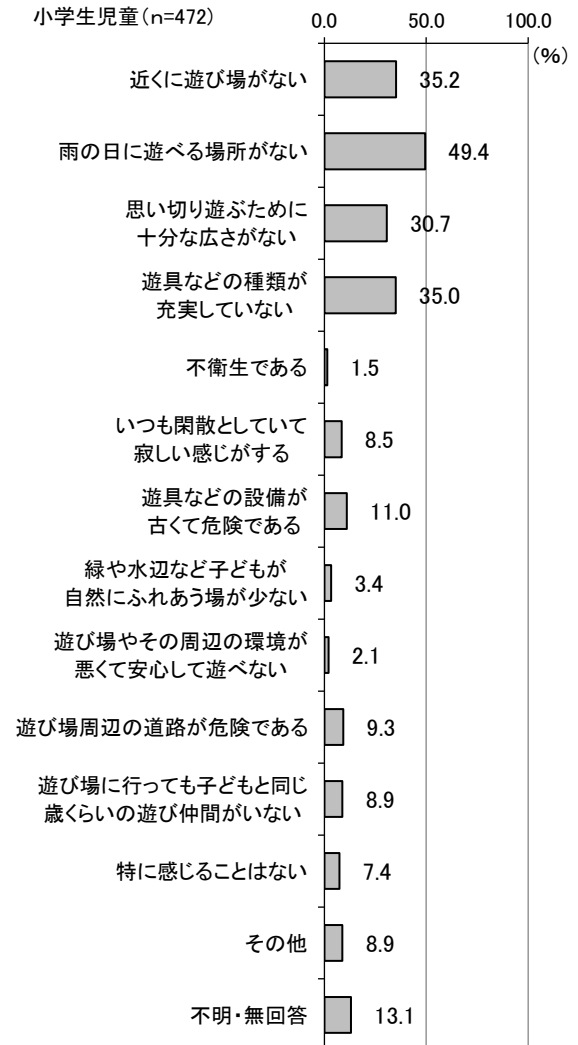
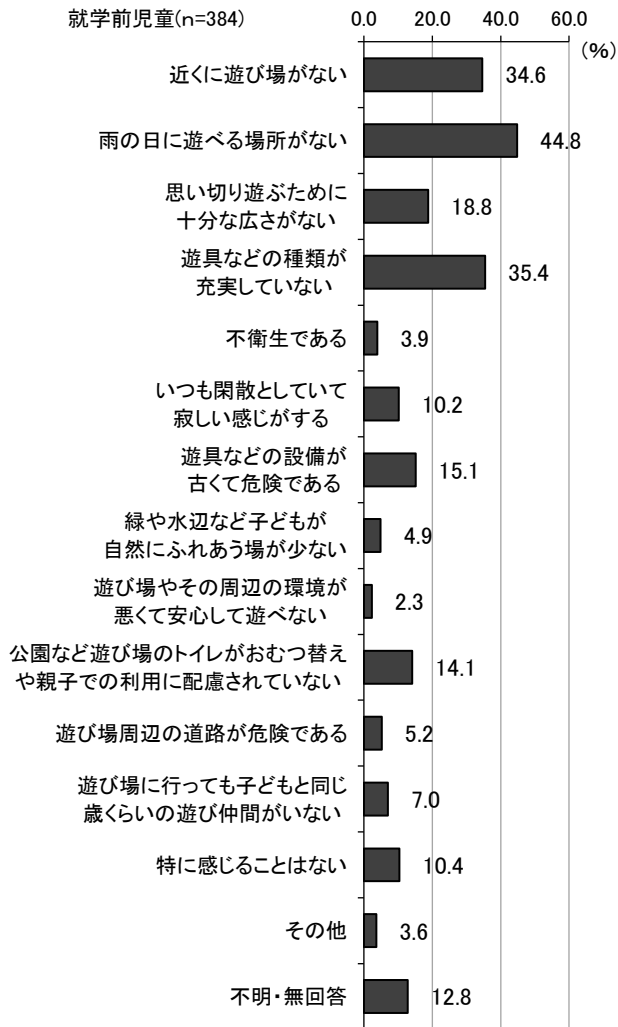


(6) 内子町内の子どもの遊び場について

お住まいの地域の子どもの遊び場について日頃感じることにしてみると、「雨の日に遊べる場所がない」が未就学児童で 62.2%、小学生児童で 57.6%ともっとも高く、次いで「近くに遊び場がない」が未就学児童で 25.5%、小学生児童で 35.6%となっています。



前回調査



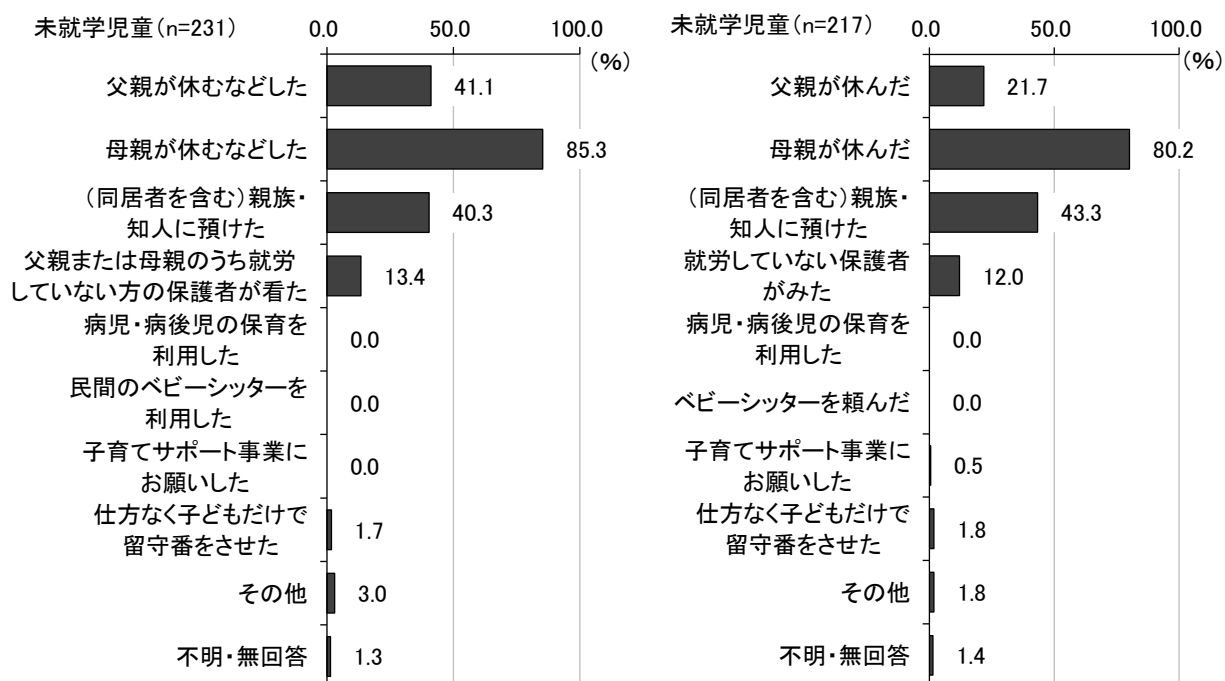
(7) 病気の際の対応について

この1年間で病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法についてみると、「母親が休むなどした」が85.3%と8割を占めており、次いで「父親が休むなどした」が41.1%となっています。

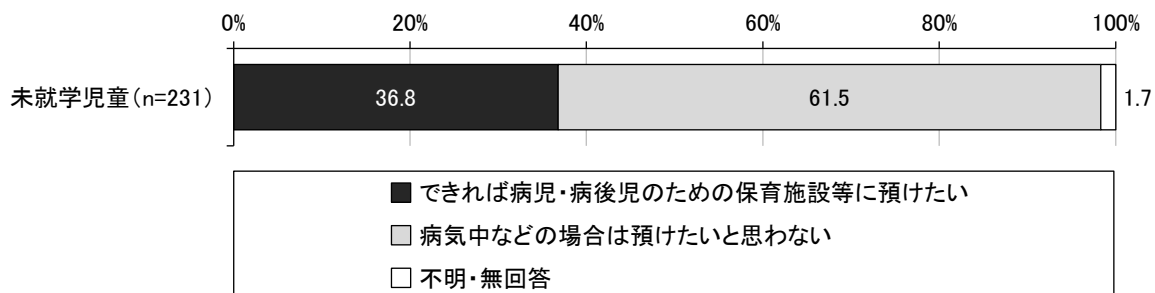
また、病児・病後児保育事業の利用希望についてみると、「できれば病児・病後児のための保育施設等に預けたい」が36.8%となっています。

【病気の際の1年間の対処方法】

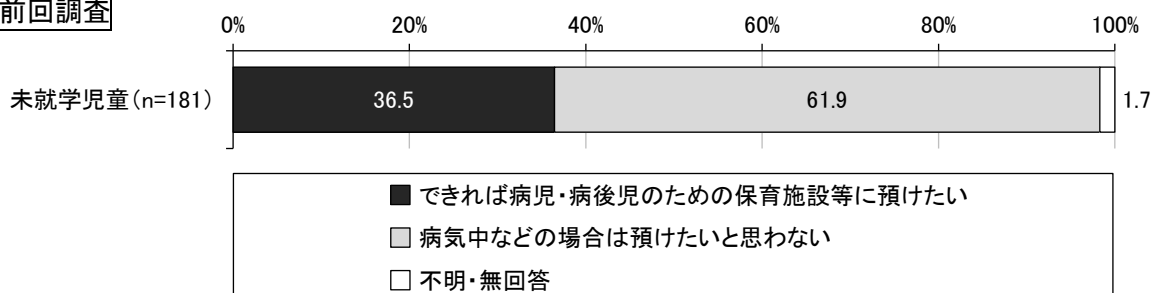
前回調査



【「病児・病後児保育事業」の利用希望】



前回調査

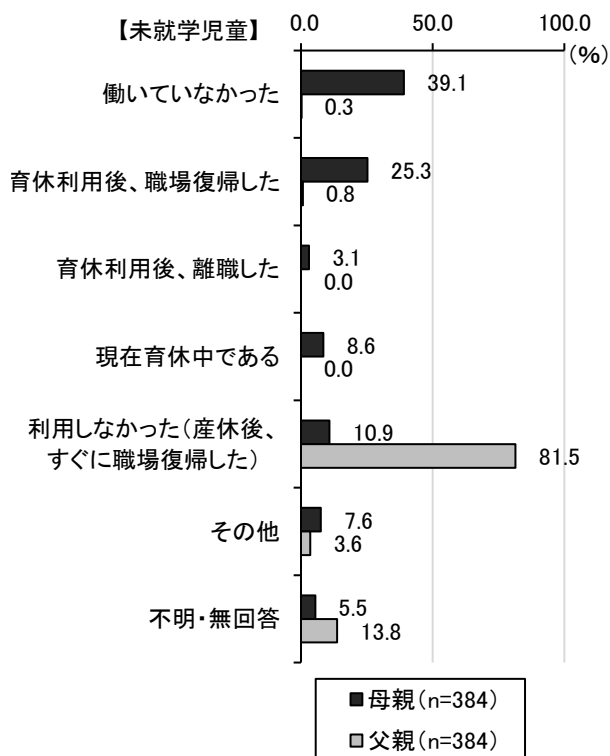
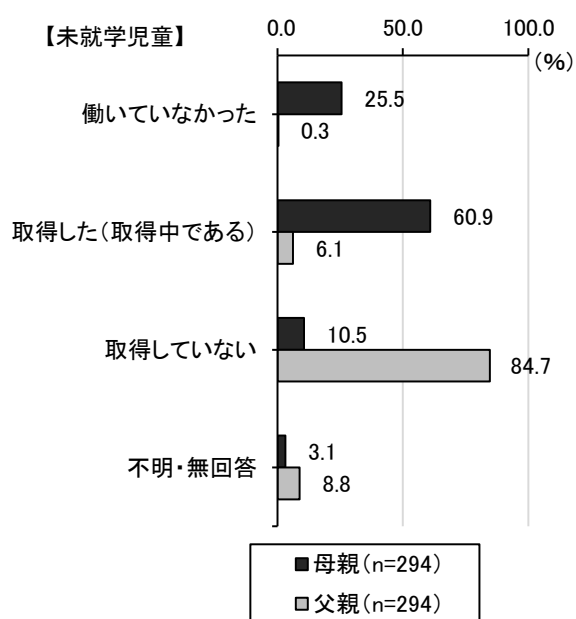


(8) 育児休業等職場の両立支援制度について

母親又は父親が育児休業制度を利用したかどうかについてみると、母親は「取得した（取得中である）」が60.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が25.5%となっています。父親では、「取得していない」が84.7%と約8割を占めています。

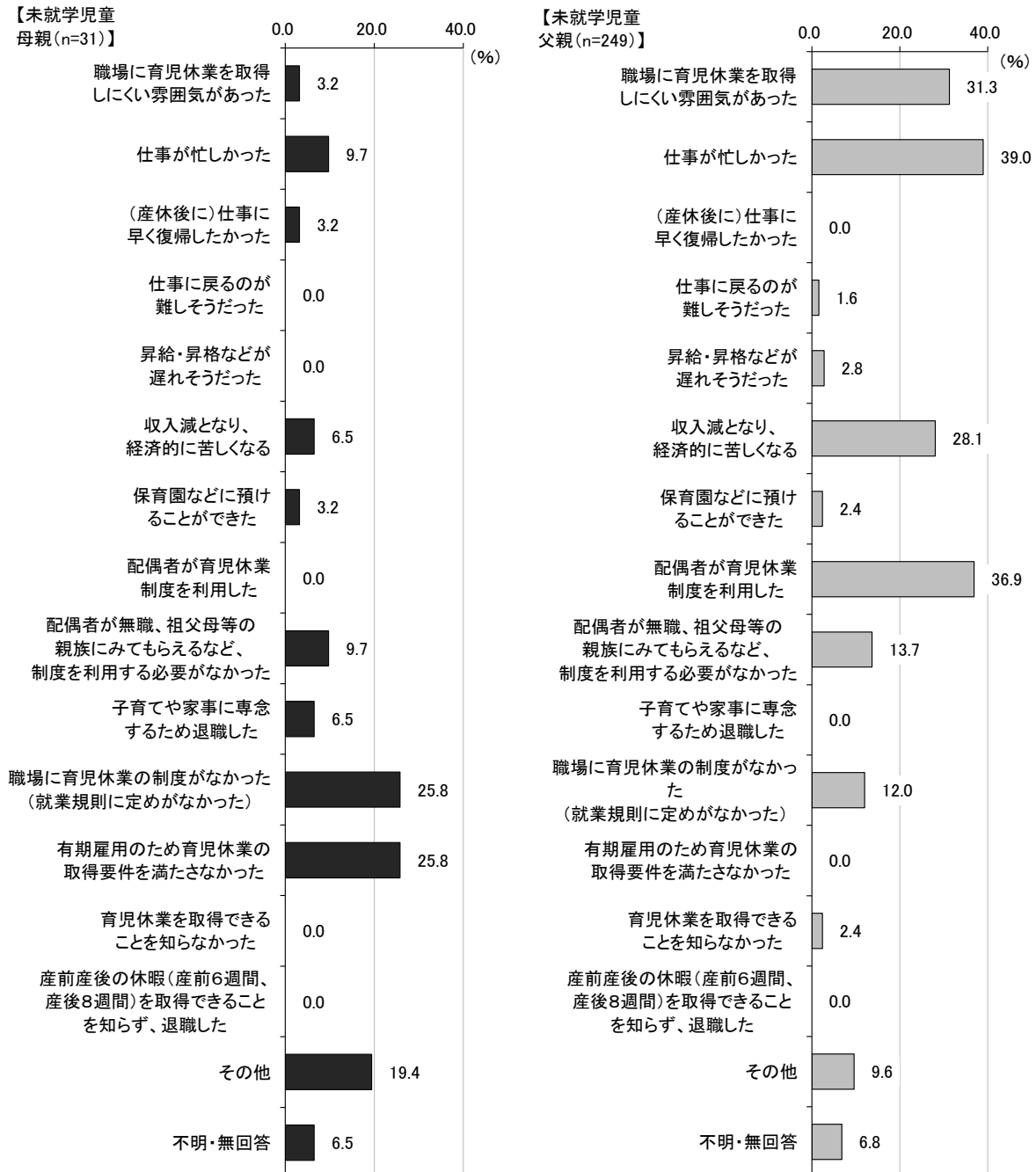
【子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況】

前回調査

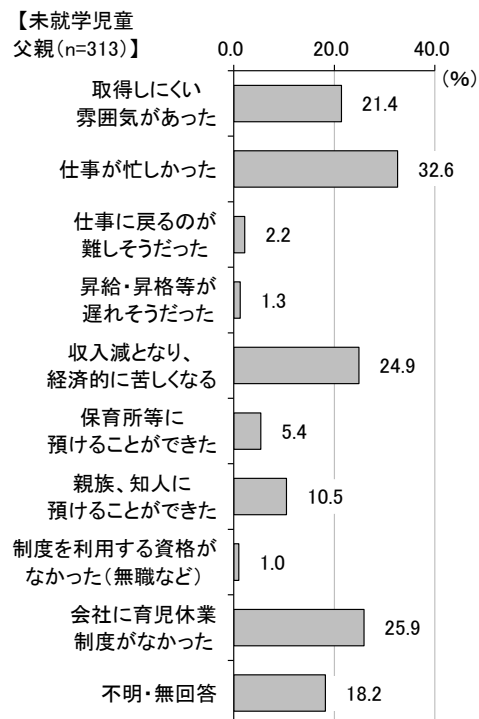
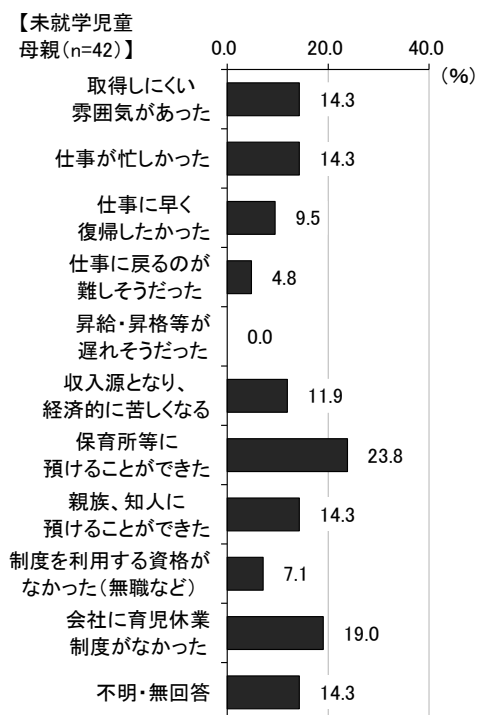


育児休業を利用しなかった方のその理由についてみると、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「有期雇用のための育児休業の取得要件を満たさなかった」が25.8%と最も高く、父親では「仕事が忙しかった」が39.0%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が36.9%となっています。

【取得していない理由】

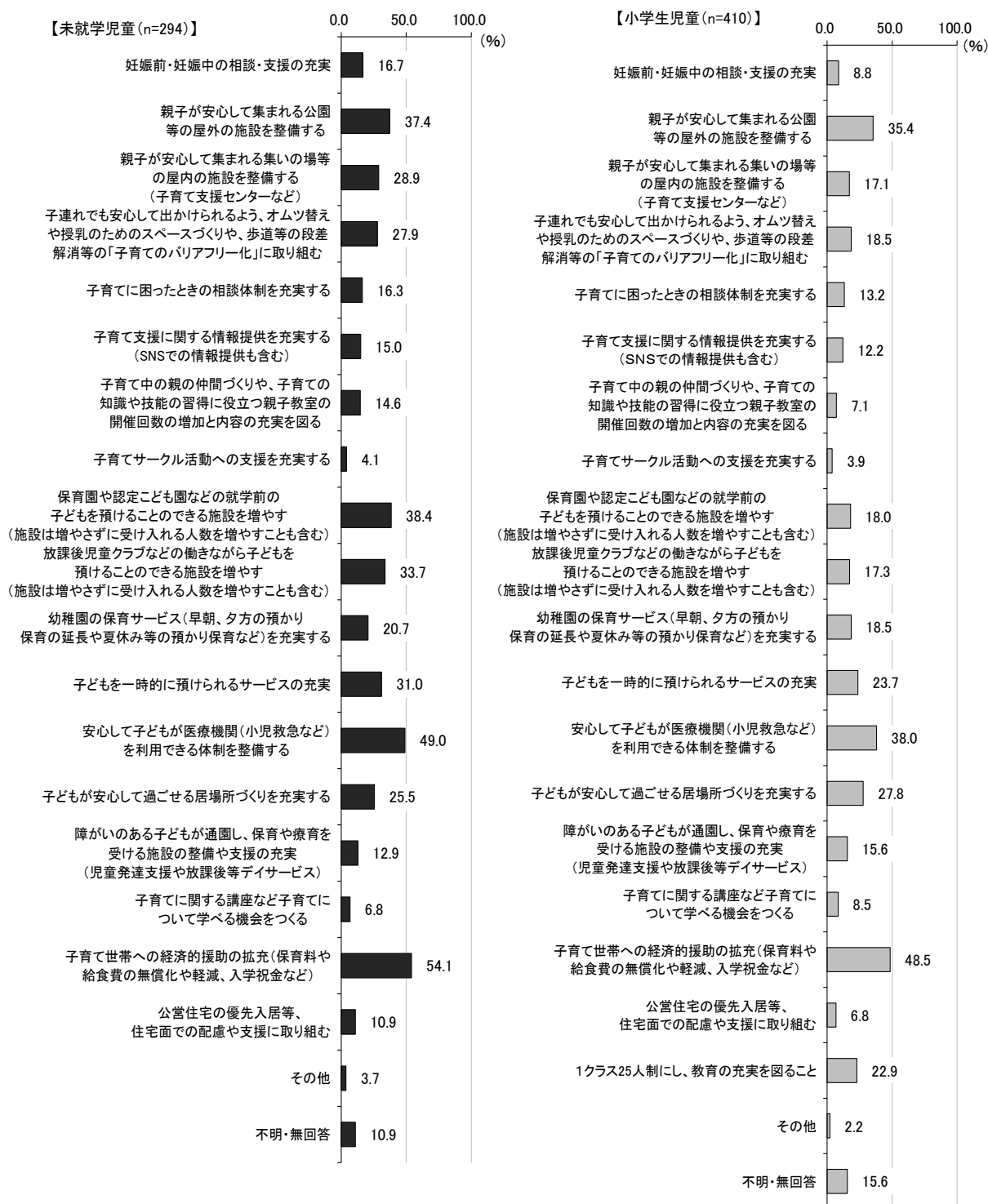


前回調査

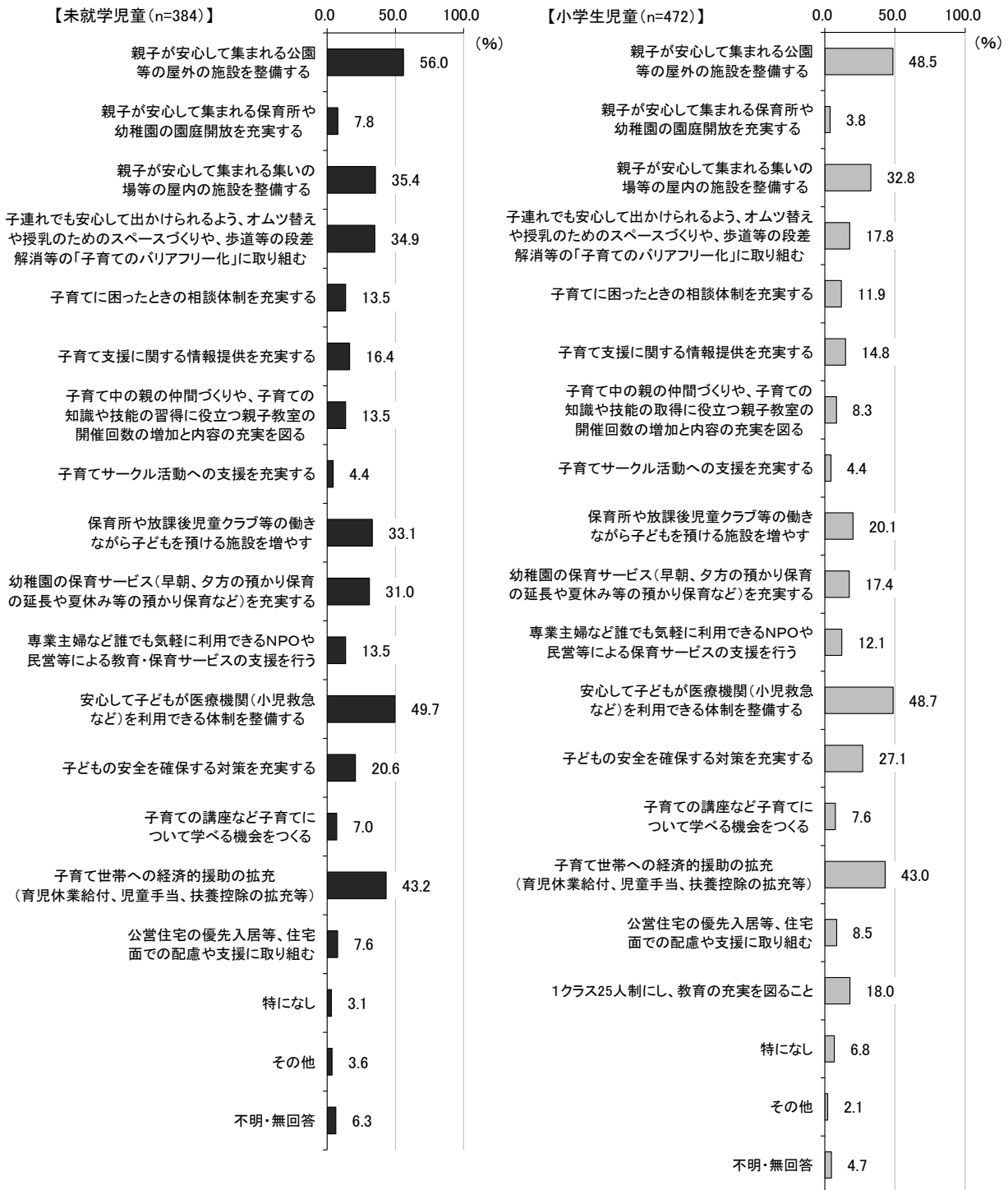


(9) 行政（市町村、県、国）に対して期待する子育て支援策

行政に対して、子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を図ってほしいかについてみると、未就学児童、小学生児童ともに「子育て世帯への経済的援助の拡充（保育料や給食費の無償化や軽減、入学祝金など）がもっとも高く、未就学児童が54.1%、小学生児童が48.5%となっています。



前回調査



4 第2期内子町子ども・子育て支援事業計画の評価

本町では、令和元年度に策定した第2期計画に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間に於いて、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の必要量である「量の見込み」と「確保方策」を定めて、事業に取り組んできました。「教育・保育」の提供体制については、定員が徐々に拡充されており、保育園等においては5年間の各年度当初、待機児童は発生しませんでした。

「地域子ども・子育て支援事業」については、目標値と実績値に乖離がみられるものがありますが、概ね確保量の不足はありませんでした。子育て短期支援事業（ショートステイ）、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、事業の検討を行いました但未実施に至っていません。

第2期内子町子ども・子育て支援事業計画の目標事業量の状況

事業名		令和2年度 (実績)	令和5年度 (見込量)	令和5年度 (実績)
教育・保育	1号認定:3～5歳(教育のみ)	63 人	108 人	44 人
	2号認定:3～5歳(保育の必要性あり・教育希望が強い)	195 人	191 人	219 人
	3号認定:0～2(保育のみ)	139 人	118 人	132 人
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	1 か所	1 か所	1 か所
	延長保育事業(時間外保育事業)	14 人	19 人	10 人
	放課後児童健全育成事業	55 人	83 人	98 人
	※上段:1～3年生、下段:4～6年生	0 人	24 人	0 人
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	事業なし	0 人日	事業なし
	乳児家庭全戸訪問事業	79 人	75 人	47 人
	養育支援訪問事業	0 世帯	5 世帯	1 世帯
	※上段:訪問世帯数、下段:延べ訪問件数	0 件	10 件	2 件
	地域子育て支援拠点事業	7,882 人回	5,532 人回	5,450 人回
	一時預かり事業(幼稚園・認定こども園)	実施なし	47 人日	9 人日
	※上段:1号認定、下段:2号認定	193 人日	8,571 人日	24 人日
	一時預かり事業(その他)	193 人日	5,196 人日	24 人日
	病児・病後児保育事業	事業なし	144 人日	事業なし
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	事業なし	0 か所	事業なし
	妊婦健康診査事業	1,218 回	1,069 回	910 回

第2期内子町子ども・子育て支援事業計画の目標ごとの状況

各目標の事業ごとに、「A 十分できている」「B ややできている」「C あまりできていない」「D まったくできていない」の4段階で評価を行いました。

重点目標1 働きながら安心して子育てができる環境づくり

評価対象事業：9事業			
A 十分できている	3事業	B ややできている	3事業
C あまりできていない	3事業	D まったくできていない	0事業

【まとめ】

放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置や事業継続に関する取組は十分できている一方で、柔軟な働き方に関する周知啓発や乳児保育事業において待機児童が発生するなど、保護者が安心して働ける環境づくりに向けた取組はより強化する必要があります。

重点目標2 子育てを応援するための子育て情報発信の強化

評価対象事業：2事業			
A 十分できている	0事業	B ややできている	2事業
C あまりできていない	0事業	D まったくできていない	0事業

【まとめ】

情報誌やホームページ等の各種媒体で情報提供を行うことができおり、今後は、事業内容を精査し最新の情報を発信する必要があります。

重点目標3 地域で支え合う世代間交流の場づくり

評価対象事業：3事業			
A 十分できている	1事業	B ややできている	2事業
C あまりできていない	0事業	D まったくできていない	0事業

【まとめ】

高齢者施設や中高生と乳幼児の交流機会を持つことができます。

今後も継続的に関係施設や関係部署と連携し世代間の交流づくりに取り組む必要があります。

重点目標4 子育てについて相談しやすい体制づくり

評価対象事業：3事業			
A 十分できている	3事業	B ややできている	0事業
C あまりできていない	0事業	D まったくできていない	0事業

【まとめ】

子育てに関する相談体制や交流機会は十分に確保できおり、引き続き、包括的な相談体制の構築に取り組む必要があります。

重点目標5 親と子の心とからだの健康づくり【母子保健計画】

評価対象事業：20 事業			
A 十分できている	12 事業	B ややできている	7 事業
C あまりできていない	1 事業	D まったくできていない	0 事業

【まとめ】

妊産婦への支援や訪問事業、健康診査事業等は十分にできており、引き続き親と子の心とからだの健康づくりに取り組む必要があります。

重点目標6 経済的支援策の推進

評価対象事業：12 事業			
A 十分できている	8 事業	B ややできている	3 事業
C あまりできていない	1 事業	D まったくできていない	0 事業

【まとめ】

各種手当や助成事業等は十分にできており、引き続き経済的支援策の推進に取り組む必要があります。特に、ひとり親家庭への支援については強化する必要があります。

第1期内子町子ども・子育て支援事業計画から引き継いで実施する事業等

評価対象事業：23 事業			
A 十分できている	4 事業	B ややできている	14 事業
C あまりできていない	3 事業	D まったくできていない	2 事業

【まとめ】

学校教育や障害児支援、虐待防止及び防災・防犯対策等はできており、引き続き維持・強化する一方で、ひとり親家庭への支援や子どもの貧困対策、公営住宅の整備や道路交通環境の整備についてはまったくできていないため、状況やニーズに応じた支援及び整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちは将来を担う宝であり希望です。子どもたちの笑顔はかけがえのないものです。子どもたちの笑顔を守り、健やかな育ちを支えることは、父母または保護者の幸せにつながっていきます。

本町においては豊かな自然環境やコミュニティを活かし、子育て支援の充実を推進しています。

今後、引き続き子育て支援の充実を図ることはもちろん、子育ての楽しさを実感できる環境と、子どもの育ちや子育てを地域全体で支えあうネットワークづくりを推進し、本町に住む若者や子どもたちに「ここで育ちたい・育てたい」と思えるようなまちづくりをめざします。

また、国では「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針が打ち出されています。町民をはじめ団体、事業者、行政等が連携し、協働することで、子どもと大人がふれあい、楽しみながら成長していけるよう、取組を進めていきます。

基本理念



子どもの笑顔がキラリと光る 子育て応援タウン うちこ

2 基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の施策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

基本目標1 地域で支え合う子育て環境づくり

すべての子どもや若者とその家族が、将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、地域全体で子育てを支える環境をつくります。

また様々な交流機会を通じて、子どもや若者が生活に必要な知恵を身につけながら、まち全体での“こどもまんなか社会”や“こどもの権利”についての意識づくりを行います。

.....

基本目標2 子どもが自分らしく成長し活躍できる環境づくり

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実に図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる放課後の居場所づくりを推進します。また、子どもや若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう、青少年健全育成の取組や様々な教育や体験の機会をつくります。

.....

基本目標3 親と子の心とからだの健康づくり

子どもや若者とその家族が生涯を通じて健康を保持できるよう、保健事業の確実な実施に努め、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない一貫した心身の健康づくりに取り組みます。

また、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・保健医療サービスの充実に図ります。

.....

基本目標4 働きながら安心して子育てができる環境づくり

保育サービスの充実や職場や地域社会への意識啓発を行い、「共働き・共育て」の考え方を浸透させ、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

また、子育て応援券等の経済的な支援についても充実させます。

.....

基本目標5 すべての子育て家庭が安心できる環境づくり

障がい、虐待や貧困などの困難な状況に置かれた子どもや若者とその家族に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、子どもや若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

3 施策体系

基本理念

子どもの笑顔がキラリと光る 子育て応援タウン うちこ

第4章 子育て環境の整備

第5章 施策の展開

基本目標	施策の方向	頁
(1) 地域で支え合う 子育て環境づくり	① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	41
	② こどもまんなか社会の実現に向けた 交流機会と意識づくり	44
(2) 子どもが自分らしく 成長し活躍できる 環境づくり	① 教育・保育環境の整備	46
	② 放課後児童対策の推進	48
	③ 青少年健全育成の推進	49
(3) 親と子の心とからだの 健康づくり	① 安心して妊娠・出産ができる支援の整備	51
	② 安心して子育てができる保健事業の充実	52
	③ 子どもが健康に育ち、未然に病気を 防ぐことができる保健医療の充実	55
(4) 働きながら安心して 子育てが できる環境づくり	① 保育サービスの充実	57
	② 家庭と仕事の両立ができる環境づくり	58
	③ 経済的な支援の充実	59
(5) すべての子育て家庭が 安心できる環境づくり	① 障がいや発達が気になる家庭への支援	62
	② 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	64
	③ 子育てにやさしい環境の整備	66
	④ 子どもの命を守るための取組の推進	67
	⑤ 子どもを犯罪から守るための活動の推進	68

第4章 子育て環境の整備

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、より効率的かつ弾力的に事業実施ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

2 教育・保育事業

保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分となります。

認定区分		利用できる施設等
1号 認定	【教育標準時間認定】 子どもが満3歳以上で、認定こども園等で教育を希望	認定こども園、幼稚園 (教育標準時間)
2号 認定	【保育認定 満3歳以上】 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で教育・保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)
3号 認定	【保育認定 満3歳未満】 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園等で保育を希望	認定こども園、保育所 (保育標準時間、保育短時間)、地域型保育事業所

「保育所」とは、児童福祉法第39条第1項に、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限る、幼保連携型認定こども園を除く。）と定められています。

正式名称は「保育所」ですが、施設名については「保育所」としなければならない規定がなく、本町の保育施設はすべて「保育園」での名称のため、本計画ではこれ以降、「保育園」と表現します。

(1) 1号認定：3－5歳（教育のみ）

事業内容	幼稚園、認定こども園（実利用人数）	提供体制	内子町全域
確保方策の内容	町内2か所の幼稚園及び1か所の認定こども園で実施しています。量の見込が確保方策を下回っており、供給量は足りていると判断できます。		

単位：(人)

内子町全域		実績	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(必要利用定員総数)		40	42	37	34	30	32
②確保方策	特定教育・保育施設		240	240	240	240	240
	(確認を受けない幼稚園)		0	0	0	0	0
②－①			198	203	206	210	208

(2) 2号認定：3－5歳（保育の必要性あり・教育希望が強い）

事業内容	保育園、認定こども園（実利用人数）	提供体制	内子町全域
確保方策の内容	町内4か所の認可保育園及び1か所の認定こども園で実施しています。量の見込が確保方策を下回っており、供給量は足りていると判断できます。		

単位(人)

内子町全域		実績	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(必要利用定員総数)		200	180	160	145	128	137
②確保方策	特定保育施設総数		210	210	210	210	210
②－①			30	50	65	82	73

(3) 3号認定：0－2歳（保育のみ）

事業内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業（実利用人数）	提供体制	内子町全域
確保方策の内容	町内4か所の認可保育園及び1か所の認定こども園で実施しています。量の見込が確保方策を下回っており、供給量は足りていると判断できます。		

単位(人)

内子町全域					実績			実施時期													
					令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度	
①量の 見込	必要利用定員総数				110			86			94			99			94			92	
	0歳児	1歳児	2歳児		10	35	65	11	32	43	11	33	50	11	35	53	10	34	50	10	32
②確保方 策	特定教育・保育施設総数							162			162			162			162			162	
	0歳児	1・2歳児						35	127	35	127	35	127	35	127	35	127	35	127	35	127
②－①	②－①総数							76			68			63			68			70	
	0歳児	1・2歳児						24	52	24	44	24	39	25	43	25	43	25	43	25	45

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業として、以下の事業を展開します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業	
1	利用者支援事業
2	延長保育事業（時間外保育事業）
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児・病後児保育事業
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な主体が参画することを促進するための事業
14	産後ケア事業（※）
15	子育て世帯訪問支援事業（※）
16	児童育成支援拠点事業（※）
17	親子関係形成支援事業（※）
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※）
19	妊婦等包括相談支援事業（※）

※第3期計画より新たに追加された事業です。

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

■量の見込み

内子町全域		実績	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(か所)	基本型・特定型		実施を検討します				
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
	計	1	1	1	1	1	1
②確保方策(か所)		1	1	1	1	1	1

■確保方策の内容

これまで、「母子保健型」として内子町子育て世代包括支援センター（保健センター）が中核となって子育て世帯への助言、相談等を行っていましたが、令和4年6月の児童福祉法改正に伴い「こども家庭センター型」として令和6年度より実施しています。「こども家庭センター型」は、母子保健と児童福祉が連携、協働して妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付けるとともに、子どもの誕生後も、18歳の成人に至るまでの様々な相談を受け付け、様々な地域資源を活用しながら、それぞれの子どもや家庭に適したソーシャルワーク業務を行います。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

■量の見込み

(実利用人数)

内子町全域		実績	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人)		6	14	14	14	14	14
②確保方策(人)			20	20	20	20	20
	(実施保育園数)	1	1	1	1	1	1
②－①(人)			6	6	6	6	6

■確保方策の内容

町内1か所の認可保育園で実施しています。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■量の見込み

(実利用人数)

内子町全域		実績	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人)	1～3年生	89	70	65	59	58	49
	4～6年生	12	12	12	12	11	11
②確保方策(人)	1～3年生		138	138	138	138	138
	4～6年生						
②－①(人)			56	61	67	69	78

■確保方策の内容

令和5年度から2か所の児童クラブを増設し、町内4か所の児童クラブで実施しています。
量の見込が確保方策を下回っており、供給量は足りていると判断できます。

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

■量の見込み

内子町全域		実績	実施時期				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人日)			48	44	40	36	34
②確保方策(人日)			48	44	40	36	34
②－①(人)			0	0	0	0	0

■確保方策の内容

現在事業としては実施しておりませんが、事業を必要としている家庭に対し、適切にサポート・支援ができるよう、事業実施を進めます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■量の見込み

（実訪問人数）

内子町全域	実績	実施時期				
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
０歳児推計人口（人）	71	65	60	60	55	55
①量の見込（人）	71	65	60	60	55	55
訪問率（％）	100	100	100	100	100	100
②確保方策（人）		65	60	60	55	55

■確保方策の内容

町の保健師が実施しています。例年ほぼ１００％の実施率であり、今後も継続していきます。

（６）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等や、家事・育児支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■量の見込み

（延べ訪問数）

内子町全域		実績	実施時期				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
０歳児推計人口（人）		71	65	60	60	55	55
①量の見込	訪問世帯数	5	7	6	6	5	5
	延べ訪問件数	10	14	12	12	10	10
②確保方策	延べ訪問件数		14	12	12	10	10

■確保方策の内容

町の保健師、町内の訪問介護事業所

町の保健師が養育支援を必要とする家庭の把握をし、必要に応じて、訪問介護事業所のヘルパー派遣を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

■量の見込み

(延べ利用人数)

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人回)	5,748	3,239	3,461	3,521	3,400	3,280
②確保方策(人回)	5,436	3,239	3,461	3,521	3,400	3,280
②-①(人回)	0	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

内子町子育て支援センターにおいて、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供など、気軽に集い、不安や悩みを相談できる場を提供しています。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

■量の見込み

(延べ利用人数)

内子町全域			実績	実施時期				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園・認定こども園での預かり保育	①量の見込(人日)	1号認定	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		2号認定	1,704	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	②確保方策(在園児対象型)(人日)		120	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
	(実施か所)		2	2	2	2	2	2
	②-①(人日)		△2,784	0	0	0	0	0
一時預かり(その他)	①量の見込(人日)		648	645	645	643	643	640
	実施か所		3	3	3	3	3	3
	②確保方策(人日)		5,067	645	645	643	643	640
	②-①(人日)		4,419	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）は、内子幼稚園と五十崎こども園で実施しており、量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

今後も状況に応じて実施場所を検討し対応していきます。

幼稚園型を除く一時預かり事業は大瀬保育園、五十崎こども園（令和6年度より）、子育て支援センター（令和5年度より）で実施しています。

今後も状況に応じて実施場所を検討し対応していきます。

（９）病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

■確保方策の内容

現在事業としては実施しておらず、実施するにあたっては人材面、実施主体等の課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討します。

（１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

■量の見込み

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込（人日）		0	0	0	0	0
②確保方策（人日）		実施を検討します				
②－①（人日）		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

現在事業としては実施しておらず、実施するにあたっては人材面、実施主体等の課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討します。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

■量の見込み

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(健診回数)	952	910	840	840	770	770
②確保方策		910	840	840	770	770
②-①(人日)		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

妊娠届をした妊婦に対し、県内の委託医療機関で受診できる妊婦健診 14 回分の受診票を交付し、妊婦健診診査に係る費用の一部を助成することで、出産にかかる経済的負担の軽減と妊娠中の母体・胎児の健康管理に努めるとともに、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

なお、県外の医療機関等で受診された方には、健診費用の払い戻しをしております。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の、全部又は一部を助成する事業です。

■確保方策の内容

「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という子ども・子育て支援法の基本理念を念頭に、事業の必要性や事業内容について慎重に検討していきます。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

■確保方策の内容

子育て支援を行う善良な事業者の増加は、子育て支援にとっても有益であると思われます。今後、本事業のあり方や必要性について「子育て支援の視点」や「町づくりの視点」等から慎重に検討していきます。

(14) 産後ケア事業【新】

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込み

(延べ人数)

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人日)		13	12	12	11	11
②確保方策(人日)		13	12	12	11	11
②－①(人日)		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産後及び乳児の心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる体制を確保します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■量の見込み

(実人数)

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人)		55	55	55	55	55
②確保方策(人)		55	55	55	55	55
②－①(人)		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

事業を必要としている方に対し、適切にサポート・支援ができるよう、専門員の確保に努めます。

(16) 児童育成支援拠点事業【新】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

■量の見込み

(実人数)

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人)		0	0	0	0	0
②確保方策(人)		実施を検討します				
②－①(人)		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

実施するにあたって、人員の確保、実施場所、実施主体等の課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討します。

(17) 親子関係形成支援事業【新】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

■量の見込み

(実人数)

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人)		4	4	4	4	4
②確保方策(人)		4	4	4	4	4
②－①(人)		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

支援を必要としている親子に対して、適切にサービスが届くよう、情報提供と専門員の確保に努めます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新】

保育園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込み

(延べ人数)

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人日)		—	5	5	5	5
②確保方策(人日)		—	5	5	5	5

■確保方策の内容

令和8年度からの実施に向けて、適切にサービスが届くよう人員確保に努め、実施場所の検討等、安心して預けられる体制を確保します。

(19) 妊婦等包括相談支援事業【新】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込み

(実人数)

内子町全域	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(人)		65	60	60	55	55
②確保方策(人)		65	60	60	55	55
②－①(人)		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

母子健康手帳交付時、妊娠5か月、8か月にそれぞれ保健師・管理栄養士がアンケート、面談、電話、家庭訪問等により、ニーズに合った支援を実施します。

事業を必要としている方に対し、適切にサービスが届くよう、情報提供と人員確保に努めます。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供のため、各種研修や先進地視察等に取り組み、教育・保育の質の向上をめざします。

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(2) 地域の子育て支援の役割について

子どもの豊かな感性・人間性が、地域社会とのつながりによって育まれることを地域住民がしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていただけるよう、地域活動や各種事業を通じ促します。

(3) 幼保小連携の取組の推進について

幼稚園及び保育園の教員や保育士が交流事業や研修等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

(4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的提供について

こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策においての受け皿整備における学校施設活用の促進や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進に取り組んでいます。

本町においては、現在、同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施しているところはなく連携に至りませんが、放課後の子どもの居場所づくりの充実をめざし、関係する部局と連携を深め、学校や放課後児童クラブ等の関係者と実施に関する検討の場を設けるなど、体制づくりの整備を進めます。

第5章 施策の展開

基本目標1 地域で支え合う子育て環境づくり

① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援



1	家庭や地域の教育力の向上	【担当課】	こども支援課 (子育て支援センター) 保健センター
	【内容】 家庭や地域の教育力の向上を図るため、子どもの発達段階に応じた学習機会や家庭教育の情報を提供するとともに、地域で子育てを支えていくための子育て支援ネットワークや子育てに不安や悩みを抱く保護者等の相談に応える体制を整備する等、家庭教育支援の充実に努めます。 また、保護者が安心感と自信をもって家庭教育ができるよう、子育て応援プログラムを通して、保護者の学びを応援し、家庭と学校、地域をつなげながら、子どもとともに成長するための支援をしています。 今後もすべての保護者が家庭教育に関する学習や相談ができるよう、子育てに関する学習機会・情報の提供や、学校との連携による家庭教育支援の仕組みづくりを進めていきます。		

2	こども家庭センターの活用	【担当課】	こども支援課 保健センター
	【内容】 こども家庭センターにおいて、保健師等が中心となり各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等による子ども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない相談支援に取り組みます。 妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受けるとともに、子どもの出生から18歳の成人に至るまで様々な相談を受け付け、相談に合った地域資源を活用し、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整（コーディネート）を行います。 また、NPOやボランティア等の団体が行う子育て支援活動の把握を行い、不足する地域資源や支援を把握し、団体等との連携のもと、新たな支援体制の開発・充実に努めます。		

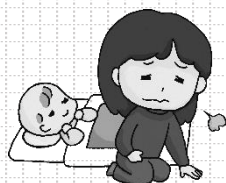
子育てコラム ～こども家庭センターってなに？～

こども家庭センターでは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、妊娠期から出産、子育て期までの様々な悩みに対してアドバイスをしたり、他の専門機関と連携して、本町で安心して子育てができるようにサポートしていきます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。お父さん、お母さんだけでなく、ご家族の方からの相談も可能です。児童虐待やヤングケアラーなどの子どもに関する相談もセンターで受け付けます。

こんな時は、ひとりで悩まずご相談ください。



初めての妊娠
出産で不安



夜泣きで眠れず
身も心もヘトヘト

こどもの発育や
発達が気になる



近所の家から
怒鳴り声や鳴き声
が聞こえて心配



妊娠・出産について

【相談員】保健師
【相談内容】
・妊娠、出産のこと
・産後の生活について
・赤ちゃんや家族のこと etc

子育てについて

【相談員】
こども家庭支援員、保健師
【相談内容】
・子育てのこと
・発達のこと
・家族のこと etc

《相談場所・お問い合わせ》

内子町こども家庭センター

住所：〒795-0392 平岡甲168番地

TEL：0893-23-9255

時間：月～金 8：30～17：15



3	地域子育て支援拠点事業 (内子町子育て支援センター)	【担当課】	こども支援課 (子育て支援センター)
	【内容】 内子町子育て支援センターでは子育て相談を行うとともに、様々な情報の集約・発信を行っています。毎月のセンターだよりでは、センターの様子や事業内容、休日開館日の情報を提供してきました。保護者からの子育て相談も多岐にわたり、こども家庭センターなど関連部署と連携しながら、対応しています。 今後も親子の交流場所の提供をしつつ、今までの事業内容の充実を図り、親子の交流の場、相談しやすい体制づくりを継続し、地域における子育て支援の拠点になるよう努めます。		

4	こども誰でも通園制度の実施	【担当課】	こども支援課
	【内容】 就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について、令和8年度より円滑に実施できるよう、保育園等と連携した協議及び実施準備を進めます。		

5	子育て相談	【担当課】	こども支援課 (子育て支援センター) 保健センター
	【内容】 保健センターや子育て支援センター等では、子育てに関する相談を受け付け、育児不安、子どもの成長に合わせた対処の仕方等、子育て中の保護者からの様々な相談に応じます。 子育てに関する相談は多岐にわたるので、こども家庭センター、教育部門など関連部署と連携しながら、対応しています。毎月の育児相談の実施や、乳幼児期から学童期までの幅広い健康課題について個別での相談対応を行い、保護者に寄り添った対応を心掛けています。 今後も保護者に寄り添う窓口づくりに努め、町内8つの保育園・幼稚園・こども園・子育て支援センターを地域子育て相談機関として位置づけ、こども家庭センターを中心に関連部署と連携を保ちながら、支援に努めます。また職員が継続して研修を受け、相談対応のスキルアップを図り、安心して相談できる環境づくりに努めます。		

6	育児情報の提供	【担当課】	こども支援課
	【内容】 町内の保育園・幼稚園・認定こども園・児童館・子育て支援センター等の行事や育児講座、園開放日の情報を毎月の園だより等で提供しています。 また、子育て情報誌の掲載内容をホームページへ活用するなど、多様な情報ニーズに対応したわかりやすい情報発信に努めています。 今後は、ホームページへ掲載する情報の更新に努め、育児情報のアクセシビリティの向上をめざします。		

7	子育て情報誌の作成・活用	【担当課】	こども支援課
	【内容】 町内の保育園・幼稚園・認定こども園・児童館・子育て支援センター等、縦割り行政の枠を超えた子育て情報誌として「内子町安心子育てガイドブック」を作成しています。 今後は、「内子町安心ガイドブック」の事業情報の精査及び見直しを行い、情報発信に努めます。		

② こどもまんなか社会の実現に向けた交流機会と意識づくり



1	幼児施設地域活動	【担当課】	こども支援課 学校教育課
	【内容】 老人福祉施設への訪問、あるいは地域高齢者との運動会や敬老参観、地域の伝承遊び等を通じて世代間の交流を行い、福祉活動の推進を図っています。 敬老参観や園のゲストティーチャー、地域の獅子舞保存会をはじめ高齢者と子どもたちのつながりを大切にしています。 園児数が減少傾向にありますが、今後も老人福祉施設への訪問、地域の敬老会等、連携を取り合いながら、お互いに交流を深めていきます。		

2	高齢者サロン等での高齢者等と子どものふれあい事業	【担当課】	こども支援課 学校教育課
	【内容】 町内の保育園・幼稚園等で実施している高齢者サロン等と子どもの交流事業の充実に努めます。高齢者から様々な“あそび”を継承してもらうことにより、高齢者にとっては“いきがい”を子どもたちにとっては“経験”を得られるよう、高齢者と子どもたちの交流事業に取り組みます。 今後も内子町社会福祉協議会と連携し、地域のサロンに全園児で参加・交流を続けていきます。 また児童館では、交流を通して、季節の行事や生活体験、文化を学ぶための内容も計画していきます。		

3	中学生・高校生等の乳幼児ふれあい体験	【担当課】	こども支援課 (子育て支援センター) 学校教育課
	【内容】 中・高生が乳幼児とのふれあいの中から子育ての意義や家庭の大切さを理解できるような機会の拡充を図っています。 また、小学校や中学校において、いのちの大切さについての学習会を実施し、いのちについて考える機会を持ってもらい、自分が望まれて生まれてきたこと、大切に育てられてきたことを知り、母性・父性意識の高揚をめざします。 今後も、いのちの大切さの学びを深める「いのちの授業」に取り組み、家族、友人など他者への思いやりや自分を大切にすることを育てるとともに、いじめなどの防止を推進していきます。		

4	こどもの権利に関する気運の醸成	【担当課】	こども支援課 学校教育課
	【内容】 子どもの権利についての啓発の推進は、子どもたちが自らの権利を理解し、尊重される社会を実現するために不可欠です。学校や地域で子どもたちに「子どもの権利条約」や具体的な権利について教え、権利の重要性を伝えるとともに、保護者や地域住民に対しても地域イベントやキャンペーンを通じた啓発活動を行い、子どもたちが自らの権利を理解し、主張できる力を育むための基盤づくりを行います。		

基本目標2 子どもが自分らしく成長し活躍できる環境づくり

① 教育・保育環境の整備



1	学校教育	【担当課】	学校教育課
	【内容】 これからの社会に対応するため、さらに学校（園）・家庭・地域社会が連携し、基礎的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力等の「確かな学力」の育成、社会の変化に対応して自分で課題を見つけ、学び、考える主体的な判断力、他人を思いやる心と感動する心をもつ豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等、「生きる力」を育む教育を行っています。 また、教職員一人ひとりの資質や能力の向上に努めるとともに、地域及び家庭・学校（園）との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりにも努めています。 今後は、小中学校においては基礎的な知識・理解の習得の徹底と対話による読解力及び表現力の育成、ICTを活用したGIGAスクール構想の推進、コミュニティ・スクールを通じたふるさと教育やキャリア教育等に取り組みます。 幼稚園においては、幼児期は創意工夫・積極性・粘り強さなどの「10項目の見えない力（非認知能力）」、①健康な心と体、②自立、協同性、③道徳性・規範意識の芽生え、④社会生活と関わり、⑤思考力の芽生え、⑥量・図形、⑦文字等への関心・感覚、⑧自然との関わり・生命尊重、⑨豊かな感性と表現、⑩言葉による伝え合いの力を遊びの中で培い、子どもたちの学びの芽を育む保育をしていきます。		
2	幼稚園における就学前教育の充実	【担当課】	こども支援課 学校教育課
	【内容】 幼稚園教諭の研修や保育園との交流の機会を増やし、指導力の向上と教育内容の充実をめざしています。また、小学校との連携を図り、小学校への円滑な移行にも努めています。 今後も引き続き、小学校との連携を強化するとともに、授業ではない時間も関わりが持てるよう、幼・保・小の交流や架け橋期のカリキュラム等を連携・協働して検討していきます。		

3	子どもを対象としたスポーツ・文化活動	【担当課】	自治・学習課
	【内容】 地域における様々な子育て文化活動（獅子舞など地域の伝統文化活動の支援や、文化協会主催のこども文化体験等）やスポーツ事業（子供相撲大会等）を実施し、子どもの心身の健全な発達を促進しています。 今後は、部活動の地域移行を進めるとともに、活動団体との連携強化を図り、持続可能な活動となるよう、本町全体でスポーツ・文化活動を充実させる取組につなげます。		

4	ジェンダーアイデンティティの理解促進	【担当課】	学校教育課 自治・学習課
	【内容】 教育現場や地域社会において、ジェンダーの概念や性の多様性について、現在の人権教育の中で、子どもたちが他者のアイデンティティを尊重し合う姿勢を育みます。また、保護者や教育者への研修を通じて、ジェンダーに関する理解を深め、子どもたちの疑問や悩みに対して開かれた対話を促すことにも努めます。		

5	学校等における指導・運営体制の整備	【担当課】	学校教育課 こども支援課
	【内容】 教職員や保育士等が教育・保育における最新の知見やスキルを学べるよう、定期的な研修を実施します。 また、メンタルヘルスやストレス管理に関する支援も重要なため、教職員及び保育士等が健全な環境で働ける体制づくりをめざします。		

6	将来に希望を持てる子どもを育成するための支援	【担当課】	学校教育課 自治・学習課
	【内容】 教育や職場体験を通じて、子どもたちの自己肯定感や意欲を高めるため、趣味や特技を発見する機会を増やしたり、コミュニティ活動に参加することで、人とのつながりや協力の大切さを学ぶ機会を創出します。また、コミュニティスクールにおける、小・中・高校の連携やキャリア教育を導入し、子どもたちが将来の選択肢について具体的に考える機会を設けることも検討します。		

② 放課後児童対策の推進



1	放課後児童クラブ実施の継続	【担当課】	こども支援課
	【内容】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っています。 令和5年度より4か所へ拡充し、令和6年度からは受入対象も全学年としました。 今後は、拡充したサービスを維持・継続できるよう支援員・補助員の確保に努めます。		
2	放課後子ども教室等の設置促進	【担当課】	こども支援課
	【内容】 小学校の余裕教室等について、放課後児童クラブや放課後子ども教室への活用を検討するとともに、地域住民の参画を推進し、未設置校区への放課後子ども教室等の設置促進を検討しています。 令和6年度より1カ所増設し、4カ所の子ども教室で、日中保護者が保育できない小学生や幼児を対象に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図っています。 今後も地域住民の参画を推進し、安定した運営ができるよう取り組んでいきます。		
3	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携	【担当課】	こども支援課 学校教育課、自治・学習課
	【内容】 こども支援課、学校教育課が連携する「運営委員会」を設置しています。運営委員会では、子どもの放課後のより良い居場所の在り方や、地域性や学校の特色等を考慮した上で最も適した事業実施形態等を検討します。 放課後児童クラブ及び子ども教室では、学校や自治センターと連携を取りながら事業を実施して運営を行っています。 今後も子どもの放課後のより良い居場所の在り方や、地域性や学校の特色等を考慮した上で最も適した事業実施形態等を検討します。		

4	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用	【担当課】	こども支援課 学校教育課、自治・学習課
	【内容】 こども支援課、自治・学習課、学校教育課等関係する部局がそれぞれ連携して小学校の余裕教室等の活用の方策について検討します。余裕教室の活用には、学校や地域、保護者等とも連携を密にして児童の安全・安心な居場所づくりに努めています。 放課後児童クラブ及び子ども教室の拡充に向けて、関係部署と協議を重ね、令和4年度に内子小学校内に新たな施設を建設、天神小学校は施設を改修しました。また令和6年度に石畳小学校の余裕教室を活用し、こども教室を拡充しました。 今後も地域の特色を活かしながら、学校や地域、保護者等とも連携を密にして児童の安全・安心な居場所づくりの提供に努めます。		

5	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的（又は連携による）実施	【担当課】	こども支援課 学校教育課
	【内容】 各事業を検証し、それぞれの利点・欠点の把握に努めています。そのうえで、各事業の一体的取組や連携、交流等について地域の実情に応じて検討します。 今後は、児童クラブ及び子ども教室それぞれが取り組んでいる体験・学習事業等について、各クラブの事業内容を検討し、一体的な取組や連携について協議します。		

③ 青少年健全育成の推進



1	青少年の非行問題対策	【担当課】	学校教育課 自治・学習課
	【内容】 内子町青少年補導センターや学校及び地域が連携して、非行や怠学に関する指導・相談が一層充実するよう、保護者、教員、民生児童委員、警察協助手員、保護司などで補導委員地区部会を構成し、体制の整備に努めています。 今後は、インターネット上の問題について、未然防止の取組を積極的に行うとともに、地域全体の協力体制の強化や、子どもたちの状況等を細かく把握し非行や問題行動の未然防止及び早期対応・早期解決に努めます。		

2	不登校児童・生徒対策	【担当課】	学校教育課
	【内容】 思春期の子どもたちの心の動きは繊細であり、環境の変化によっては、不登校となる可能性もあります。現在、内子町教育支援センター「ふれあいルーム」を通じて、スクールソーシャルワーカーによる相談や支援活動等各関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる指導体制と相談体制がさらに充実するよう努めています。 今後は、早期対応するために初期の段階での状況把握や情報共有及び支援の手立てを明らかにするとともに、子ども一人一人の状況に対応できる柔軟な支援体制を構築します。各関係機関の連携を一層強化しながら、丁寧な支援につなげます。		

3	犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援	【担当課】	自治・学習課 こども支援課
	【内容】 内子町青少年補導センターで、面接・電話相談を行い、改善策について助言するとともに、カウンセラーや関連施設の紹介等を行っています。 今後も引き続き相談活動を実施するとともに、犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、学校教育現場や地域等での取組の支援、内子町要保護児童対策地域協議会を活用し、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援の充実に努めます。 また、事案発生時には内子町要保護児童対策連携協議会をはじめとする各関係機関との連携と相談活動の認知度の向上に努めます。		

4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	【担当課】	自治・学習課
	【内容】 青少年を取り巻く環境は情報化社会の進展に伴い大きく変容しているため、愛媛県青少年保護育成条例の普及啓発とあわせて関係事業者の経営の状況等をきめ細かく把握するよう努めます。 町内3か所に白ポストを設置し、青少年に有害な図書等の回収を行っています。 今後は、デジタルコンテンツへの対策強化と、白ポストの再周知と活用を強化します。		

基本目標3 親と子の心とからだの健康づくり

① 安心して妊娠・出産ができる支援の整備



1	母子健康手帳の交付	【担当課】	保健センター
	【内容】 妊娠届を出した妊婦に対して母子健康手帳の交付を行います。 妊娠届を提出した妊婦全員に対し、面談、アンケートを実施しています。また、アンケートより家族の状況、妊婦の既往歴、産後の協力者有無等確認し、ハイリスク妊婦の早期発見、支援プランを立て支援しています。 今後も、全妊婦と面談、アンケートを実施し、妊婦の状況把握に努めます。また、ハイリスク妊婦に対しては支援プランを立て支援していきます。		
2	妊産婦健康診査	【担当課】	保健センター
	【内容】 妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、各種検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的支援を実施します。		
3	妊婦の歯科健診	【担当課】	保健センター
	【内容】 安定期に入った妊婦に対し、出産までに1回の歯科健診の公費助成を行います。 母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診の受診券を渡すとともに、妊婦の歯周病や齲歯が胎児へ与える影響を伝え受診勧奨しています。また安定期の電話の際にも再度歯科受診の勧奨をしています。 今後も妊婦歯科健診の受診勧奨に努めます。また産後にアンケートを実施することで受診状況を確認し、次年度以降の受診勧奨に活かしていきます。		

4	特定不妊治療費助成	【担当課】	保健センター
	【内容】 特定不妊治療を受けている夫婦に治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。個別面談の上、該当する治療の部分の説明し申請手続きを行っており、現在、以下の助成を実施しています。 ① 妊娠前検査費用：1組の夫婦につき1回限り上限3万円 ② 先進医療：保険診療と併用して実施した先進医療にかかる額と1回の不妊治療につき上限5万円 ③ 保険適用：医療機関に支払った自己負担額と申請年度において上限15万円 ④ 不育症：不育症に関する治療を保険診療として実施している医療機関において実施された保険適用診療により発生した医療費の自己負担額とし、申請制度の治療につき上限5万円。 今後は、各制度の周知を丁寧に行い、個別に応じたわかりやすい説明を行います。		

② 安心して子育てができる保健事業の充実



1	乳児家庭全戸訪問事業	【担当課】	保健センター
	【内容】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。		

2	養育支援訪問事業	【担当課】	保健センター
	【内容】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等や、家事・育児支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。		

3	育児健康相談	【担当課】	保健センター
	【内容】 乳幼児を対象に、身体計測、発達チェック、育児全般の相談(基本的な生活習慣、発育、育児方法、栄養)に応じ適切なアドバイスを行います。また育児に対する不安や悩みの解消、親同士の交流の場や情報交換の場とします。 身体測定や発達チェックを行い成長を確認しています。母の不安や疑問に対してアドバイスをを行い、その後も継続的にフォローをしています。また、母親同士の交流のきっかけとなるよう2か月児の育児相談は全員に案内しています。 今後も、子育てをする親が安心して育児できるように相談環境を整えます。		

4	乳幼児健診の充実	【担当課】	保健センター
	【内容】 子どもの疾病の早期発見、発育発達の確認、育児不安の軽減を目的に、7か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。身体計測、発達チェック、医師の診察、食事や生活の相談を行います。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査では、これらの健診に加えて、歯科医師による診察や歯科衛生士のブラッシング指導も行っています。令和7年度からは、5歳児健診も開始します。 今後は、関係部署との連携を強化し、情報を共有しながら、その児童にあった個別支援を行っていきます。また保護者のニーズを検討しながら、事業内容を継続します。		

5	離乳食教室	【担当課】	保健センター
	【内容】 乳児をもつ保護者を対象に、離乳食づくりや試食をしながら、離乳食相談を実施し食事に関する保護者の悩みや不安の軽減を図ります。 管理栄養士による離乳食についての講話、離乳食の開始時期や形状・食材のアドバイスをしています。 今後も離乳食の開始時期と発達の時期に応じた進め方ができるよう支援を行います。また、個別の相談により保護者の負担感を軽減できるように努めていきます。		

6	むし歯予防教室	【担当課】	保健センター
	【内容】 1歳児・2歳児を対象にむし歯の発症予防のため、規則的な生活や間食のとり方、仕上げ磨きの指導を行います。 在宅歯科衛生士による歯科指導を主に、身体測定や管理栄養士からの栄養指導、保健師からの保健指導を行い、発育・発達状況を確認しています。また、必要に応じて1歳6か月児健康診査のフォローを実施し、継続的に支援を行っています。 今後も、児童の発育・発達状況の確認を継続的に実施していきます。		

7	フッ化物洗口及び歯科保健指導事業	【担当課】	保健センター
	【内容】 乳歯・幼若永久歯のむし歯予防に効果的であるフッ化物洗口を小・中学校で実施し、むし歯予防を積極的に推進するとともに歯科保健への意識を高めます。 町内の全小・中学校でフッ化物洗口、在宅歯科衛生士による学校歯科指導を実施しています。フッ化物洗口の重要性を周知し各学校と連携しながら実施しています。 今後も各学校、在宅歯科衛生士と連携しながらむし歯予防に努めていきます。		

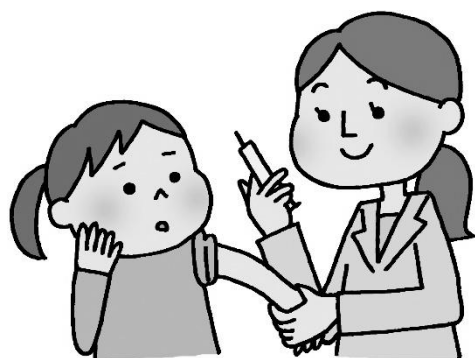
8	子育てヘルパー派遣事業	【担当課】	保健センター
	【内容】 近隣に支援者がいない病気等の理由で家事や育児に援助が必要な家庭にヘルパー派遣を行っています。 母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問時に情報提供をしており、今後は必要な家庭にタイムリーな支援ができるよう継続して実施するとともに、利用しやすいサービスの在り方について検討します。		

③ 子どもが健康に育ち、未然に病気を防ぐことができる保健医療の充実



1	予防接種	【担当課】	保健センター
	【内容】 予防接種法に基づき、適正かつ安全に予防接種を行います。未接種者に対し各関係機関と連携を図りながら接種勧奨を実施し接種率の向上を図ります。また、予防接種も複雑化していることから保護者の相談に随時対応します。 赤ちゃん訪問時に A 類定期予防接種の接種券や予診票を渡し、丁寧な説明を心掛けています。また、学童期の予防接種は個別に通知し受診勧奨を行っています。 今後も各関係機関と連携しながら、円滑に事業を実施させるとともに、適切な接種勧奨・保護者等への情報提供を行います。		
2	子ども医療費助成事業	【担当課】	こども支援課
	【内容】 乳幼児は病気に対する抵抗力が弱い様々な病気にかかりやすく、また子どもの医療費は経済的にも負担になります。その経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成し、児童の健全な育成に努めています。 令和 3 年 10 月から中学卒業までだった対象者を、18 歳になって迎える最初の年度末まで、保険適用の医療費に対して自己負担額を全額助成しています。 今後も児童の健全な育成に努めていきます。		
3	未熟児養育医療費助成事業	【担当課】	こども支援課
	【内容】 養育医療費を必要と認められた未熟児に対し、入院医療費の自己負担額及び入院食事療養費の自己負担額を助成します。 関係部署と連携、情報共有をしながら、入院医療に係る医療費と食事療養費の全部または一部を助成しています。 今後も制度の周知を徹底し、関係部署との連携を強化し、情報を共有しながら、制度の周知を図り支援につなげていきます。		

4	救急医療体制と適正な医療受診の周知	【担当課】 保健福祉課 保健センター
5	【内容】 緊急時に安心して対応できるように小児在宅当番医について毎月の広報やホームページへの掲載を行い、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に「小児救急医療電話相談(#8000)事業」のチラシの配布を行い周知に努めます。 今後も緊急時に安心して対応できるように、広報やホームページに小児在宅当番医の掲載を行い、周知に努めていきます。	【内容】 家庭内での誤嚥・誤飲等の事故を防止するため乳幼児健診等で事故防止に関するパンフレットを配布し保護者の事故防止対策に関して意識付けを図ります。 乳幼児健診等で事故防止に関するパンフレットを配布し、保護者の意識付けとなっています。 今後もパンフレットを配布し、保護者の事故防止対策の意識付けを図っていきます。



基本目標4 働きながら安心して子育てができる環境づくり

① 保育サービスの充実



1	通常保育事業	【担当課】	こども支援課
	【内容】 特に 0 歳から就学前の子どもを対象に、安心して過ごせる環境を提供し、社会性や協調性を育み、遊びを通じた学びが重視され、子どもたちが自発的に活動できるようなカリキュラムを検討・実施します。		
2	延長保育事業（時間外保育事業）	【担当課】	こども支援課
	【内容】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。		
3	乳児保育事業	【担当課】	こども支援課
	【内容】 出産後に乳児を受け入れる保育園・認定こども園があれば、安心して出産し働くことができるという保護者のニーズに応えるために、おおむね6か月以降の乳児の保育を行うサービスです。 本町では、内子保育園・五城保育園・大瀬保育園・くるみ保育園・五十崎こども園の5園で実施しており、今後も引き続き事業を実施し、住民のニーズを見極めながら調整・対応していきます。 また保育士の確保に努め、保護者からのニーズや実態に応じた対応を検討し、事業内容を継続します。		

4	一時預かり事業	【担当課】	こども支援課
	【内容】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。		

② 家庭と仕事の両立ができる環境づくり



1	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進	【担当課】	総務課
	【内容】 子育てをしながら働くことができる環境づくりを推進するため、働き方に関する各種制度の啓発を広報誌等により随時行っています。 今後はホームページや保育園通信への掲載を図る等、多様な働き方についての広報啓発活動を行い、住民及び地域全体の問題として認識してもらえるように努めます。また、町内事業者に対しパンフレット等を活用して、男女がともに子育てを行える柔軟な働き方の実現に向けた働きかけも検討します。		

2	仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進	【担当課】	こども支援課
	【内容】 働く保護者を支援するため、保育園・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブ等の育児施策を実施していますが、より一層充実した地域生活、職業生活、家庭生活を送ることができるよう、延長保育や一時預かり事業等子育て支援体制の更なる拡充を図るとともに、啓発活動に取り組んでいます。 令和5年度より、放課後児童クラブを2カ所から4カ所へ、令和6年度より放課後こども教室を3カ所から4カ所で実施しています。令和6年7月から一時預かり保育を1カ所から3カ所で実施しており、支援体制を整備しています。 今後も、働く保護者の地域・仕事・家庭生活が一層充実するよう、保護者のニーズや実態に応じた対応を検討し、事業内容を継続します。		

③ 経済的な支援の充実



1	児童手当	【担当課】	こども支援課
	【内容】 児童を養育している方に手当を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。 今後も関係部署と連携をとりながら、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に努めていきます。		
2	児童扶養手当	【担当課】	こども支援課
	【内容】 ひとり親家庭や保護者が一定の障害の状態にある家庭で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護または養育している方に対して支給される手当です。引き続き、県との連携のもと、認定請求及び変更届等の受付をし、県へ進達を行います。 県との連携のもと、児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進、児童の福祉の増進のために、認定請求や変更届等の受付をし、県へ進達を行っています。 今後も県や関係部署と連携を取りながら、制度の周知を図り支援に努めます。		
3	特別児童扶養手当	【担当課】	保健福祉課
	【内容】 精神または身体に中度以上の障がいがあるために、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護または養育している保護者に対して支給しています。 今後も関係部署との連携を強化し、発達段階や就学状況などからも情報を共有し、制度の周知を図り支援につなげます。		

4	災害遺児福祉手当	【担当課】	こども支援課
	【内容】 交通災害、労働災害及び天災等による遺児の保護者に対して手当を支給することにより、遺児の福祉の増進を目的としています。 今後も遺児の福祉を増進するために、関係部局と連携を取りながら、手当の支給に努めます。		

5	要保護・準要保護児童生徒の就学援助	【担当課】	学校教育課
	【内容】 義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童・生徒に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの経費を給付する就学援助制度を設けています。 就学時健診や入学説明会で保護者への周知を行い、年度の途中に対象となった場合も保護者に手続き案内を行っています。申請方法の簡素化を図り、支援の必要な家庭の負担も減らしています。 今後も、子どもたちが経済的な理由から適切な教育が受けられず社会から孤立することのないまちの実現をめざします。		

6	子育て応援券の交付	【担当課】	こども支援課
	【内容】 子育て世帯を支援するため、紙おむつ購入に使用できる「笑顔っ子応援券」及び乳児の子育てに必要な製品購入に使用できる「うちこ子育て応援券」を交付しています。 子育て世帯を経済的に支援する子育て応援券を交付して、子育てしやすい環境を整備しています。 今後も継続して子育て世帯を経済的に支援する子育て応援券を交付し、より子育てしやすい環境を整備していきます。		

子育てコラム ～いろいろやってます！子育て応援～

本町では、他にもさまざまな経済的支援を行っています。

修学旅行費補助金

物価高騰による家計への負担が増加する中で、修学旅行費を補助することにより、子育て世代の経済的負担を軽減します。

【補助限度額：1人につき】

- 小学生 25,000 円
- 中学生 60,000 円
- 高校生 70,000 円

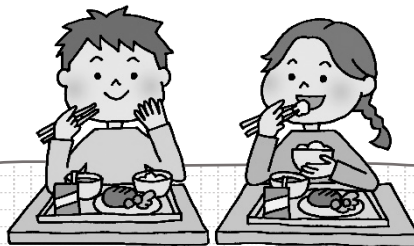


学校給食費（物価高騰対策）

社会情勢の変化に伴う食材費の値上がりに対処するための支援を行っています。

【免除額：1食あたり】

- 50 円

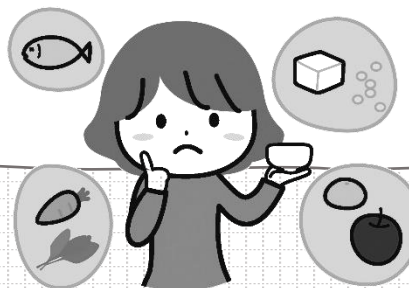


学校給食費（地産地消の推進）

本町の食文化、特産品や地域の産業について学ぶ食育を推進するための支援を行っています。

【免除額：1食あたり】

- 50 円



基本目標5 すべての子育て家庭が安心できる環境づくり

① 障がいや発達が気になる家庭への支援

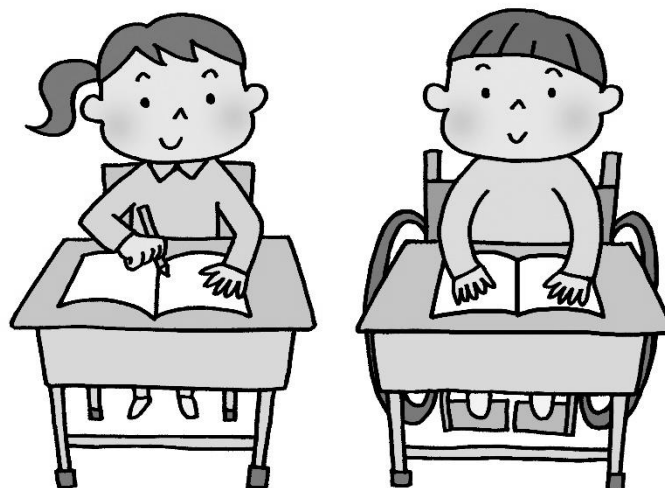


1	発達支援事業	【担当課】	こども支援課 保健センター、学校教育課
	【内容】 発達が気になる子どもたちを対象に、専門家による発達相談や個別支援教室、集団支援教室を実施しています。 今後も家庭・保育園・幼稚園・認定こども園・学校・医療機関等と連携を図りながら、子どもが自分自身の能力を伸ばしていけるように一人ひとりに応じた発達支援を行います。		

2	相談・療育機関への紹介、連携のシステムづくり	【担当課】	こども支援課 保健センター、学校教育課
	【内容】 保護者と関係機関が情報を共有する「リレーファイル」を作成し、活用普及を図ります。また各発達支援事業において各関係機関が定期的に情報交換を行い、一貫した支援や継続的なフォローができるよう努めています。 「リレーファイル」の管理は保護者になるので、今後は適切な活用について周知し、関係機関が、必要に応じて支援会議や引継ぎが出来るよう連携を強化していきます。 ※「リレーファイル」とは・・・ 保護者や支援の必要な本人の希望によって作成し、保健・教育・福祉・医療・就労などに関わる諸機関をつなぎ、保護者や本人が願う将来をめざすためのファイルのこと。		

3	障害児通所支援事業	【担当課】 保健福祉課
	【内容】 障がいのある児童に対し、年齢や障がい特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の適正な支給決定・給付による通所支援を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図っています。 現在、当町には事業所がなく、大洲市の放課後デイサービス事業所を利用しております。今後は社会福祉法人等とも協議を進め、町内での事業設置を検討します。	

4	重度心身障害者医療費助成事業	【担当課】 保健福祉課
	【内容】 重度心身障がい者の生活安定と福祉の増進を図るため、条例で定める重度心身障がい者に対し、医療費の自己負担額を助成しています。 障害者手帳等と連動しての申請を行っているため、今後は病院など関係機関との連携を強化し、手帳の取得や障がい程度の更新等を進めるなどして、制度の周知を徹底します。	



② 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進



1	ひとり親家庭への支援の充実	【担当課】	こども支援課
	【内容】 ひとり親家庭は、経済的な困難や社会的な孤立に直面することが多く、特に子どもの教育や健康に深刻な影響を及ぼす場合があります。そのため、経済的な支援の強化や就労支援や職業訓練プログラムを提供し、ひとり親が安定した職を得られるような仕組みを検討します。 また地域社会との連携を強化し、ひとり親家庭が抱える孤立感を軽減するためのコミュニティ支援や相談窓口の設置など、地域全体での包括的なサポート体制の整備に努めます。		
2	関係機関との連携による教育支援の推進	【担当課】	こども支援課 学校教育課
	【内容】 未就学児から教育機会の充実と教育の質の向上を図り、就学後も切れ目のない充実した教育提供ができる体制づくりに努めます。 児童生徒の学習意欲の向上と継続のために、勉強の悩みから友だちや家庭に関する不安や悩みまでを、児童生徒自身が気軽に相談できるように職員の体制を整備し、また児童生徒の不安や悩みの解消を手助けするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と学校や福祉部署、教育部署が連携し、学校における福祉の相談窓口の充実を検討します。		
3	保護者の就労や経済支援の推進	【担当課】	こども家庭センター
	【内容】 生活安定に向けて、保護者の安定した就職先確保や、家庭でゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めるとともに、ひとり親のみならず、生活が困難な状態にある世帯については、状況に合ったきめ細かな就労支援に努めます。		

4	生活の安定に資するための相談支援等の推進	【担当課】	こども家庭センター
	【内容】 貧困に直面している家庭では、経済的な困難だけでなく、心理的なストレスや社会的な孤立感が伴うことが多く、家庭が抱える様々な問題に対して専門的なアドバイスや情報を提供することで、経済的な支援を受けるための手続きや、就労に関するアドバイス、子育てに関する相談など、包括的な支援につなげます。		

5	ヤングケアラー等の子どもの貧困に関する理解の促進	【担当課】	こども家庭センター
	【内容】 ヤングケアラーとは、家庭内で高齢者や障害者のケアを行う子どもや若者のことです。学業や遊びの時間を犠牲にし、心身の負担を抱えていることから、安心して相談できる場の提供と必要な支援へのつなぎ、学校との連携による教育支援、リフレッシュ機会の創出など、子どもの貧困解消に向け、安心して成長できる環境の整備について協議します。		

子育てコラム ～未来を担う子どもたちのために～

生まれ育った環境によって、多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会が得られない子どもたちがいます。経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。



子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。平成26年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が成立して以来、政府は「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」を柱に、さまざまな対策を進めています。

その1つとして、支援したい人や企業と、草の根で子どもたちを支えているNPOなどの団体を結びつけ、支援の輪を広げる「こどもの未来応援国民運動」があります。

未来を担う子どもたちの人生を希望あるものにするためには、
皆さんのご理解とご協力が必要です。

「子どもの貧困」について知りたい方、運動に興味のある方は、
ホームページにて詳細な内容を掲載していますのでぜひ一度ご覧ください。



「こどもの未来応援国民運動」ホームページ ▶

③ 子育てにやさしい環境の整備



1	良質な住環境の確保	【担当課】	建設デザイン課
	【内容】 子育て期における世帯にも利用しやすい公営住宅の整備に配慮がなされるよう関係機関に対し要望等を行っています。また、ゆとりのある住まいの向上に向けた良質な民間住宅建設のための相談・誘導に努めており、今後も継続していきます。		
2	公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進	【担当課】	建設デザイン課
	【内容】 子ども連れでも安心して利用できる公共施設とするため、スロープやエレベーターの整備、公共施設のトイレ内でのベビーチェアの設置等に努めます。今後、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して容易に利用しやすいユニバーサルデザインの導入を検討します。 また、不特定多数の方が利用する民間の建築物についてもバリアフリー化の相談・誘導を行います。		
3	子どもの遊び場・集える場の確保	【担当課】	建設デザイン課
	【内容】 内子運動公園については、公園を新設し子どもの遊び場を提供しており、屋内施設の休日開館利用についての検討を予定しています。令和 5 年度には上町児童公園に遊具を追加しましたが、設置する際には、近くに保育園・幼稚園があることから幼児と保護者を対象者にアンケートを実施して遊具を決定しました。新川児童公園についても、五十崎小学校・こども園等でアンケート調査をして遊具を決定し、令和 6 年度から改修を行っています。 今後は、既存の屋内施設の利用や龍王公園についてアンケート等を実施し、利用者のニーズに沿った公園の整備を進めます。		

④ 子どもの命を守るための取組の推進



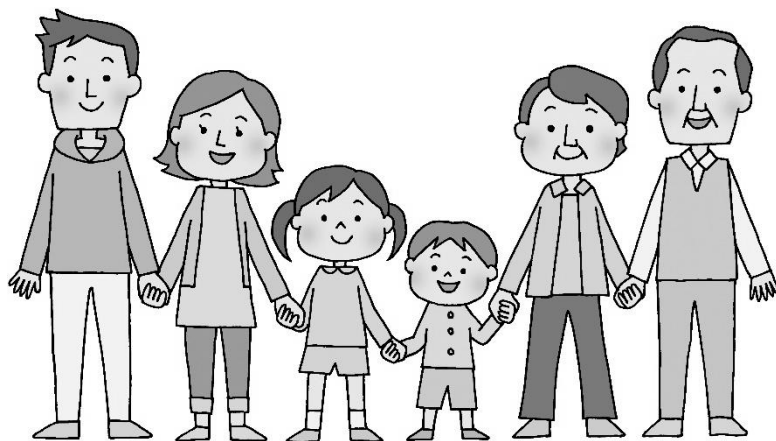
1	安全な道路交通環境の整備	【担当課】	建設デザイン課
	【内容】 子どもや妊産婦等が安全に安心して通行することができるよう歩道の新設や改良等、道路交通環境の整備に努めております。 今後も、道路の新設を検討する際には安全な整備に努めます。		
2	公共施設等の耐震強化と 防災・減災に向けた体制整備	【担当課】	総務課 建設デザイン課
	【内容】 地震発生時において拠点となる施設について、施設の損傷を最小限にとどめる等、十分な耐震性能を持たせるための取組を進めています。 さらに、近年気候変動による豪雨や大型地震などの災害による被害が全国的に増えており、子どもや妊婦を災害から守るための支援にも力を入れています。 今後も、子どもや子育て世帯に対する災害時の避難行動や支援、学校や幼児教育・保育施設の対応等について、関係機関と連携を図り、防災教育の推進や災害時の避難行動等に関する情報発信、防災マニュアルの策定と更新等、防災・減災に向けた体制整備を図ります。		
3	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	【担当課】	学校教育課 自治・学習課
	【内容】 町内保育園、幼稚園、小・中学校などにおいて交通安全教室の開催・広報活動による積極的な啓発活動を実施しています。それ以外にも交通安全期間中の通園・通学の時間帯における街頭指導・道路横断時の保護誘導、シートベルト・ヘルメット・チャイルドシートの着用指導、反射材等の配布、警察交通課等の協力を得てのチャイルドシートの着用啓発活動を行っています。 今後も体験型交通安全教室の開催や広報活動により、チャイルドシートの着用啓発活動や交通ルールのマナーアップを働きかけます。 また交通安全協会を中心に交通安全教室、交通茶屋通学時の街頭指導など十分に啓発活動も行っており、引き続き、交通安全協会と連携を取りながら交通安全の啓発を行います。		

4	児童虐待防止対策の充実	【担当課】	こども家庭センター
	【内容】 民生委員・警察・教育関係者・行政代表等による内子町要保護児童対策地域協議会を設立し、児童虐待防止に向けた積極的な活動を行うとともに、さらなる機能の充実のため、協力機関の拡充、委員の研修の強化等に取り組んでいます。 今後も、内子町要保護児童対策地域協議会代表者会を開催し、各関係機関との連携強化に努めるとともに、虐待の早期発見と早期対応、虐待が疑われる家庭に対しては、個別ケース会議を行い、関連する機関と情報共有を行い支援体制について協議を行います。 また令和6年度より新設したこども家庭センターを中心とした、地域子育て相談機関の更なる連携の強化を図ります。		

⑤ 子どもを犯罪から守るための活動の推進



1	性に関する正しい知識の普及	【担当課】	こども支援課 保健センター、学校教育課
	【内容】 教育機関、医療機関及び保健機関等の連携により、エイズや性についての講演会や映画会等を実施し、正しい情報（妊娠出産、避妊、性感染症等）を学ぶ機会を設け、性に関する教育と正しい知識の普及に努めています。 小学校低学年からプライベートゾーン等の学習を行い、性に関する教育と正しい知識の普及を行います。幼稚園では、傾聴による性に関する正しい捉え方の伝達や性教育の絵本の活用、保健師や人権擁護委員の話を参観日等で聞く機会の創出を検討します。		



2	防煙・薬物対策	【担当課】	こども支援課 保健センター、学校教育課
	【内容】 医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、小・中学校において、たばこについての正しい知識を得る学習会を実施しています。今後もたばこが体に及ぼす害について知り、自分だけでなく家族や周囲の人の健康に与える影響等について考える機会を設け、未成年者の喫煙防止に努めます。 違法ドラッグ等の薬物問題が取りざたされている中、社会全体においては、携帯電話やインターネットの普及により、大人だけではなく児童にとっても薬物が入手しやすい状況となっています。児童にとっても薬物問題は深刻化しており、今後も学校をはじめ関係機関と連携して有害な薬物についての恐ろしさや、薬物が与える影響等の正しい知識の普及を図ります。		

3	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	【担当課】	こども支援課 学校教育課、自治・学習課
	【内容】 町内全域の街頭巡回指導として、登下校時の見守りや問題行動の指導を行う常時活動と夜間補導、祭事の補導等内子町青少年補導センターの補導委員、学校、保護者、警察署と連携して行っています。また、ポスターや標語、「毎月の詩」を各駅や量販店等の青少年の多く往来する場所に掲示したり、花プランター設置、啓発新聞「育成だより」の毎月の発行、各校への啓発パンフレット配布を実施したりする等、広報活動に努めています。 さらにインターネットやスマートフォン（携帯電話）の適切な利用について、地域・保護者・児童生徒等に広報啓発を行っています。 今後も該当巡回指導や啓発のための広報活動を実施するとともに、定期的な学校（園）内での安全管理の点検、教職員の防犯訓練の実施や危機管理能力の向上を図るための研修に努めます。また、デジタルリテラシーの強化と地域全体での啓発活動の拡充にも取り組みます。		

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2 情報提供・周知

内子町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施する等、町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

資料編

1 委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

(一部の委員を除く)

番号	職名	氏名	所属	役職
1	会長	福岡 哲平	内子町社会福祉協議会	事務局長
2		中本 克也	内子小学校	校長
3		岡田 恵	松山東雲短期大学	保育科長
4		泉 昌子	主任児童委員	小田地区主任児童委員
5		金森 真理子	五十崎こども園保護者代表	園保護者会会長
6		吉見 愛紀子	内子保育園保護者代表	園保護者会会長
7		亀岡 秀俊	学校教育課	課長
8		松本 実予	小田幼稚園	副園長
9		河内 真弓	大瀬保育園	園長
10		高見 恵美	五十崎こども園	園長
11		佐野 かおり	内子町子育て支援センター	センター長
12		上石 由起恵	保健福祉課 内子町保健センター	センター長
13	副会長	山本 勝利	こども支援課及び児童館	課長兼館長
	事務局	松尾 健二	こども支援課	課長補佐
		篠崎 栄子	こども支援課	係長

2 内子町子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、内子町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 事業主代表
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者代表
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (7) 行政機関職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員、関係者その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第19号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第7号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和6年 3月4日～19日	アンケート調査の実施	○就学前児童保護者 ○小学生保護者
9月10日	第1回 内子町子ども・子育て会議	○ニーズ調査について ○第3期事業計画について（骨子案）
11月12日	第2回 内子町子ども・子育て会議	○第3期事業計画について（素案） ○その他
12月23日	第3回 内子町子ども・子育て会議	○第3期事業計画について（素案）
令和7年 1月15日～ 2月5日	パブリックコメント	
3月13日	第4回 内子町子ども・子育て会議	○計画の承認

第3期内子町子ども・子育て支援事業計画

発行：内子町 こども支援課

発行年月：令和7年3月

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地

TEL：(0893) 23-9255